

令和2年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第1回相談支援専門部会 次第

日時 令和2年9月14日（月）午後2時から

場所 文京シビックセンター3階 障害者会館A・B会議室

- 1 開会挨拶 文京区障害者地域自立支援協議会
相談支援専門部会部会長 樋口勝氏より
- 2 新任委員自己紹介 【資料第1号】
- 3 副部会長の指名 【資料第2号】
- 4 議題
 - (1) 令和2年度自立支援協議会について 【資料第3号-1～8】
【資料第4号】
【資料第5号-1～2】
 - (2) 区内相談支援体制の方向性について行政からの報告 【資料第6号-1～4】
 - (3) 令和元年度文京区障害者基幹相談支援センター実績報告 【資料第7号】
 - (4) 令和2年度区内指定特定相談支援事業所の聞き取り調査の結果報告
【資料第8号】
 - (5) コロナ禍での相談支援の状況等について意見交換 【資料第9号】
 - (6) その他
- 5 その他 次回日程等

【配付資料】

- | | |
|---------|--|
| 資料第1号 | 令和2年度 文京区障害者地域自立支援協議会
相談支援専門部会委員名簿 |
| 資料第2号 | 文京区障害者地域自立支援協議会 要綱 |
| 資料第3号-1 | 文京区障害者地域自立支援協議会について |
| 資料第3号-2 | 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図 |
| 資料第3号-3 | 令和2年度 障害者地域自立支援協議会 スケジュール |
| 資料第3号-4 | 就労支援専門部会報告 |
| 資料第3号-5 | 権利擁護専門部会報告 |
| 資料第3号-6 | 相談支援専門部会報告 |
| 資料第3号-7 | 地域生活支援専門部会報告 |
| 資料第3号-8 | 文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等 |
| 資料第4号 | 令和2年度文京区障害者地域自立支援協議会
各専門部会の検討事項について |
| 資料第5号-1 | 令和2年度定例会議の進め方について |
| 資料第5号-2 | 令和2年度定例会議 固定メンバー名簿 |

【裏面へ】

- 資料第6号-1 障害者・児計画（令和3年度～5年度）4章_主要項目・方向性
- 資料第6号-2 障害者・児計画（令和3年度～5年度）6章_計画事業（抜粋）
- 資料第6号-3 地域生活支援拠点の整備について（概要）
- 資料第6号-4 本富士生活あんしん拠点チラシ
- 資料第7号 令和元年度文京区障害者基幹相談支援センター実績報告
- 資料第8号 令和2年度文京区相談支援事業所聞き取り調査まとめ

【当日席上配布】

- 資料第9号 新型コロナウイルス感染症禍における相談支援に関する
アンケートまとめ

【資料第1号】

令和2年度 文京区障害者地域自立支援協議会
相談支援専門部会委員名簿

役職	名前	所属先・役職
副会長	志村 健一	東洋大学社会学部社会福祉学科 教授
部会長 親会委員	樋口 勝	サポートセンターいちよう 施設長
親会委員	高田 俊太郎	文京地域生活支援センターあかり 施設長
親会委員	佐藤 澄子	知的障害者相談員
	海老名 大	文京槐の会は〜と・ピア サービス管理責任者
	安部 優	リアン文京 係長 (相談支援専門員)
	鈴木 淳	エナジーハウス (相談支援専門員)
	今井 惇也	小石川福祉作業所(相談支援専門員)
	田中 弘治	本郷福祉センター 主任(支援員)
	金子 宏之	社会福祉法人山鳥の会 理事長
	関根 義雄	スタジオIL文京 理事
	本加 美智代	ヘルパーステーションケアワーク東京 主任
	阿部 智子	訪問看護ステーション けせら 所長
	榎本 涼子	社会福祉協議会地域福祉コーディネーター
当事者委員	土屋 功子	[難病]
当事者委員	天野 亨	[視覚障害]
区委員	渋谷 尚希	障害福祉課身体障害者支援係長
区委員	岡村 健介	障害福祉課知的障害者支援係長
区委員	三浦 晴美	予防対策課精神保健係長
区委員	高松 泉	保健サービスセンター保健指導係長

事務局	北原 隆行	文京区障害者基幹相談支援センター
	辻廣 直己	
	菊池 景子	
	鈴木 聖人	
	宮森 りつ子	

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

- 19文福障第1705号 平成20年2月18日区長決定
- 19文福障第2191号 平成20年3月31日一部改正
- 23文福障第2692号 平成24年3月30日一部改正
- 24文福障第688号 平成24年6月1日一部改正
- 24文福障第2127号 平成25年1月24日一部改正
- 26文福障第3145号 平成27年3月30日一部改正
- 27文福障第2238号 平成28年2月1日一部改正
- 30文福障第2657号 平成31年3月15日一部改正
- 2019文福障第2982号 令和2年3月18日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。
 - (1) 就労支援専門部会
 - (2) 相談支援専門部会
 - (3) 権利擁護専門部会
 - (4) 障害当事者部会
 - (5) 地域生活支援専門部会
- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。
- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。
- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。
- 6 第2項第1号から第4号までに規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。
- 7 第2項第5号に規定する部会の部会員は、協議会委員のうちから会長が指名する者をもって構成する。
- 8 前2項に規定する者のほか、部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下この項において同じ。）が必要があると認めるときは、部会長は、協議会委員以外の者を部会員として指名することができる。
- 9 部会長は、必要があると認めるときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。
- 10 部会は、部会長が招集する。
- 11 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 12 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。
- 13 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。
 - (1) 就労支援専門部会 文京区障害者就労支援センター
 - (2) 相談支援専門部会 文京区基幹相談支援センター
 - (3) 権利擁護専門部会 文京区社会福祉協議会権利擁護センター
 - (4) 障害当事者部会 文京区基幹相談支援センター
 - (5) 地域生活支援専門部会 福祉部障害福祉課

14 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(守秘義務)

第8条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会 民生・児童委員協議会 文京区家族会	1名 1名 1名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所 都立精神保健福祉センター	1名 1名
相談支援事業者関係	区内指定一般相談支援事業者	3名以内
障害者支援施設関係	区内障害者支援施設	6名以内

別表第2（第3条関係）

区職員 委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部予防対策課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会を設置する。

2 設置時期

平成20年3月

3 協議会の体系

文京区障害者地域自立支援協議会の下に、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会の4部会を設置し、支援体制等の協議を重ねてきたが、令和元年度より新たに地域生活支援専門部会を設置し、5部会となった。

【資料第3号-2参照】

4 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

5 令和2年度スケジュール

【資料第3号-3】のとおり

6 専門部会報告

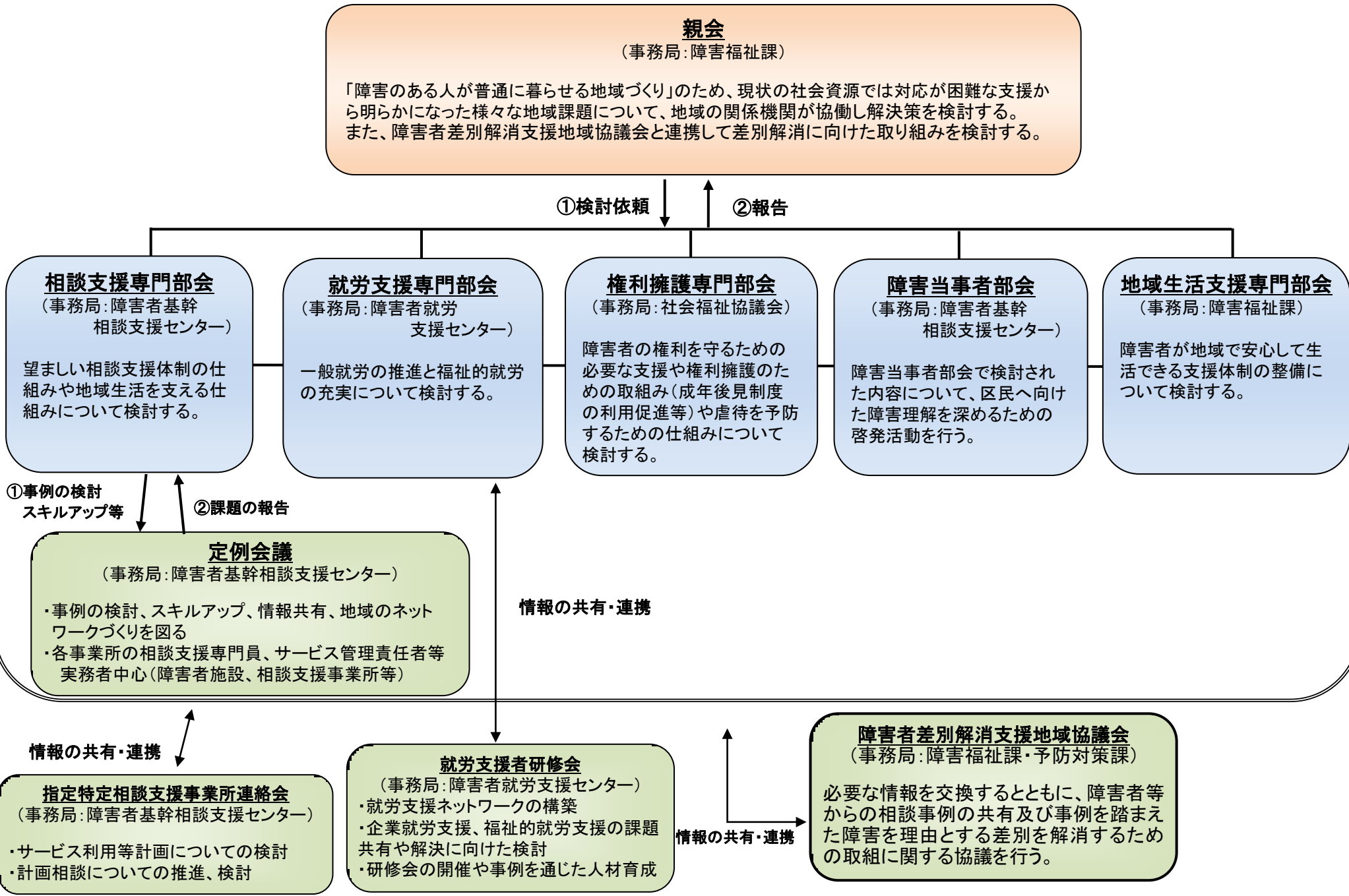
文京区障害者地域自立支援協議会専門部会報告書により行う。

【資料第3号-4～7】

7 これまでの検討状況

【資料第3号-8】のとおり

文京区障害者地域自立支援協議会（組織図）



令和2年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)					第1回 (8/4)				第2回			第3回
相談支援 専門部会						第1回	→		↑	第2回	→	
就労支援 専門部会						第1回	→		↑	第2回	→	
権利擁護 専門部会						第1回	→		↑		第3回	→
障害当事者 部会						第1回	→		↑	第2回	→	
地域生活支援 専門部会						第1回	→		↑	第2回	→	

令和2年8月4日

文京区障害者地域自立支援協議会 就労支援専門部会報告

令和元年度下命事項：これまでに抽出された課題やニーズなどの中から優先順位及び実現可能性を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込む施策を検討する。

第1回就労支援専門部会：現委員が携わる現場の現状について意見の共有を行った。

現状より、課題を4つに整理

- 1 就労を目指す方、支援者、雇用主、関係機関の分野を横断した障害者の就労支援に関する基本的な情報の共有が不足している
- 2 住み慣れた地域で安心して生活していくため、企業から地域へ、そして地域で支えていくノウハウの蓄積が不足している
- 3 工賃向上のため品質向上促進と就労継続支援B型利用者の制度利用に関する効果的な取り組みが不足している
- 4 短時間就労や在宅就労など多様なニーズに応えられる働き方の仕組み作りや体制の整備が不足している

第2回就労支援専門部会：第1回目より整理した4つの課題について、意見の共有を行った。

意見を3つのカテゴリーに分類

- 1 「制度・仕組み」に関すること
- 2 「情報共有・研修」に関すること
- 3 「理解啓発」に関すること

↓

副会長・部会長・副部会長・事務局の打合せを経て、以下の案を提案することとした。

- 1 「情報共有する上で、障害者就労に関する共通のプラットフォーム(基本情報)になるハンドブックの作成を行う」
- 2 「区役所にて超短時間雇用の実施」

権利擁護専門部会の課題や提言について

1 これまでの取り組み

権利擁護専門部会では、権利擁護のうち、「成年後見制度」、および「意思決定支援」の中でも特に「選挙における投票行動」について検討してきた。部会員での議論に加え、知的障害関係親の会の方との成年後見制度の勉強会・意見交換や、リアン文京での入所者に対する投票支援の取り組みを学んだ。

2 成年後見制度について（主な課題と提言）

	課題	提言
周知・相談	<p>親なき後の対応について</p> <p>①利用開始時期が判断しにくい ⇒期間は長いことが予測される ⇒支援者側もどのタイミングで情報提供するか迷うことがある。</p> <p>②相談窓口がわかりにくい ⇒高齢者の窓口は多い</p> <p>③親としては、身近な支援者に頼みたい ⇒後見人等の選任は家裁で裁定</p>	<p>①利用開始時期についての検討機会の確保 ⇒人生設計や利用例の検討と提示</p> <p>②障害特性にあった広報活動の実施 ⇒親の会や施設での勉強会や広報の実施</p> <p>③後見人等による身上監護（保護）の可視化 ⇒後見人を軸としたケアチームの確立</p>
後見人サポート	<p>①後見人等に対する過度の期待 ⇒親と同じ役割を期待される ※後見人等には事実行為はできない</p> <p>②これまでの支援者が離れることがある</p>	<p>①後見人等の役割周知 ⇒後見人ができることの共有 ⇒ケアチームの確立と役割分担</p> <p>②後見人等サポート体制の確立 ⇒これまでの支援者へ支援プロセス開示</p>
報酬や制度上の課題	<p>①成年後見制度利用の報酬負担 ⇒利用期間や単価が読みにくい</p> <p>②後見人等からの疑わしい権利侵害 ⇒後見人等への疑義は家裁へ相談</p> <p>③後見人等の柔軟な利用が困難 ⇒常に専門職後見人等が必要か</p> <p>④合法的な権利侵害ではないか</p>	<p>①助成制度の限定条件緩和など柔軟な運用 ⇒新たな社会保障制度の検討（保険など）</p> <p>②指導監督権限のある監督人・家裁との連携</p> <p>③時期や状況に合わせた柔軟な制度の運用 ⇒複数人・市民・法人後見等の柔軟な活用</p> <p>④将来のあるべき姿の確認と制度の活用</p>

3 意思決定支援について（主な課題と提言）

	課題	提言
投票時における意思決定支援	<p>①投票行動への支援 ⇒ハード面での工夫はされている ⇒身体面の合理的配慮は進んでいる</p> <p>②知的障害者等に対する支援 ⇒支援者に左右されない候補者選定 ⇒選挙権行使の理解が低い</p>	<p>①バリアフリーや合理的配慮について ⇒当事者の声を伝えさらなる改善を図る ⇒合理的配慮は継続して啓発する</p> <p>②障害特性や支援の個別性を勘案し ⇒自らが選べる環境や支援の理解促進 ⇒基本的権利に関する支援者理解の促進</p>

文京区障害者地域自立支援協議会相談支援専門部会報告

現状把握

- 複雑・細分化されている福祉サービスの実情もあり、相談支援のニーズが増大している。また相談支援についても福祉サービス同様、複雑・細分化されている。そのため地域住民がどこに何を相談して良いのかわからないという声も上がっている。(別紙配布資料参照)
- 制度だけでなく、相談内容のニーズも様々多岐に渡っており、複雑・困難化している事例が増えている。本人だけでなく、家族全体のサポートやコーディネートが必要な事例や本人、家族の高齢化の問題、住まいに関する相談も増えている。すぐに解決できる相談内容だけでなく、今後の課題になりそうなことを見込んで準備をしたり、色々な支援者と関わりながら時間をかけて解決していく相談ごとが増えている。
- そのような社会背景もあるなか、相談支援事業所が不足しており、十分な対応ができていない。既存の相談支援事業所も現状の支援で手一杯で余力がない状況にある。

現状分析

- 三層構造の相談支援体制について。(別紙配布資料参照)
 - ・ 第1層：指定特定相談支援事業(計画相談支援)・指定一般相談支援事業(地域移行・地域定着支援)
 - ・ 第2層：障害者相談支援事業(委託相談・一般的な相談) 市区町村の必須事業
 - ・ 第3層：専門的な相談支援(基幹相談支援センター・自立支援協議会等)
- 第2層：障害者相談支援事業の不足・脆弱さが課題と分析。障害者相談支援事業とは、①福祉サービスを利用するための情報提供、相談など、②社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導)、③社会生活力を高めるための支援、④ピアカウンセリング、⑤権利擁護のために必要な援助、⑥専門機関の紹介、などの相談支援機能を持つ。
- 第1層の相談支援が不足しているのにもかかわらず、第2層の生活全般の相談も第1層で請け負うことになり、業務が大変になる。また、第3層の相談支援を担う基幹相談支援センターも第2層の相談支援も請け負っているため、地域のコーディネーターや人材育成に力を発揮できずにいる。現に相談支援事業所の余力がないのは、第2層の相談支援が脆弱であるためと考えられる。

課題

- 第2層：障害者相談支援事業(委託相談・一般的な相談)の相談支援の脆弱性。
 - ・ 身体障害・知的障害：障害福祉課が窓口のため、平日日中での相談しか出来ない。職員の異動があり、継続した支援や相談に対応しづらい。また各福祉司も不足。行政窓口ということから、相談に行くまでのハードルが高いことも予想される。
 - ・ 精神障害：補助事業での実施(委託事業ではなく)、行政での実施はしていない。そのため事業実施責任の所在が曖昧(補助金事業のみの実施のため)。また補助金額が(年間300万円×3か所)少ないため、常勤1名も確保できていない状況での運営になっている。
- 第2層の相談支援事業の相談窓口が各障害種別となっており、3障害に対応した第2層の相談支援事業がない。

課題の具体的解決策の検討(実現性、優先度、得られる効果等から検討を行う)

- 現状の課題分析から、様々な相談支援体制の課題があるのだが、最優先事項としては障害者相談支援事業の強化を提案する。
- 強化に伴う予想される効果について。①計画相談の負担軽減 ②地域移行・地域定着の負担軽減 ③個別給付に適さない地域移行の負担軽減 ④基幹相談支援センターの引き継ぎ先の機能 ⑤相談できる窓口が増え、取りこぼしが防げる ⑥保健師・福祉司の負担軽減 ⑦居住支援の事業ができた時のサポート ⑧就労支援センターの生活相談・支援の引継ぎなど効果は多岐に渡る。

課題の具体的解決策の提案

- ①三障害の相談を受けられる、障害者相談支援事業の強化が必要。
 - ②ニーズ・相談件数などに合った人的体制を整備した、障害者相談支援事業が必要。
 - ③気軽に立ち寄れる、誰もが相談できる相談窓口所が必要。
 - ④課題解決型の相談支援だけでなく、長期に関わる伴走型相談支援の強化が必要。
- 上記のような事業所の立ち上げが相談支援の充実につながることを提案する。

文京区障害者地域自立支援協議会 地域生活支援専門部会報告

【令和元年度下命事項】

地域生活支援拠点を設置する本富士地区の地域課題への対応について検討する。

本富士地区地域生活支援拠点の整備状況について

- ・介護保険の日常生活圏域に則り、区を、富坂・大塚・本富士・駒込の4地区に分割し、令和元年度から4年計画で地区ごとに地域生活支援拠点の整備を開始。令和元年度は本富士地区の拠点整備を行い、令和元年10月に、本郷2丁目に「本富士地区地域生活支援拠点」を開設した。
- ・地域生活支援拠点には地域連携調整員を配置し、主に障害者やその家族からの様々な相談に対応するとともに、本富士地区の社会資源と連携充実を図る地域の体制づくりを行うものとする。

本富士地区の地域課題事例

- ・高齢者の中には精神疾患を持ちながら生活している方もいるが、介護保険の判定が出にくい中で生きづらさを感じている方もいる。
- ・生活実態の把握が難しいマンション住民が増える中で、地域の支援を進めていくには、個人情報共有についてカベを感じる。
- ・高齢者の家族支援に関して、子どもに障害がある等家族に複合的な要因がある場合、相談窓口の連携について難しさがある。
- ・交通網が不便な地域が存在しており、今後ひきこもりが顕在化する可能性もある。
- ・8050問題について、50の方は、障害がある方もいるし、ボーダーや病識がない方など、様々な人が含まれるため、関係機関と連携して考える必要がある。
- ・外国人の子どもが増えている地域もあり、親は日本語を話せても子は話せないケースも多い。障害ということではないが、異なる文化の方と地域で共に住み続けることについても考える必要がある。

本富士地区の地域課題への対応について

- ・引き続き、拠点は高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター等と密に連携を図り、困難ケースや家族支援について対応事例を積み上げるとともに、新たな社会資源の開発・連携にも注力していく。
- ・地区内の社会資源との連携を強化し、拠点を中心とした障害者の見守り体制を強化していく。

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

○本協議会は、障害のある方が地域において自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や地域の障害福祉に関するシステム等について協議を行う場として設置

○委員は、学識経験者、精神科医師、障害者相談員、相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者、区職員等から構成

	平成29年度	平成30年度	平成31年度(令和元年度)
親会	委員委嘱 新体制スタート(H28～)	委員委嘱 新体制スタート(1年任期)	委員委嘱 新体制スタート(2年任期)
	専門部会からの報告に対する検討		
	障害者・児計画への意見	前期障害者・児計画の評価	次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討
相談支援専門部会	区内地域で活動する関係機関等とのネットワークの強化		
	相談支援に関する地域課題や支援困難事例等の解決に向けた仕組みの検討		
	定例会議を継続 スキルアップ、ネットワークの推進		
			次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討
就労支援専門部会	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討		
			次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討
権利擁護専門部会	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
			次期障害者・児計画に盛り込む施策の検討
障害当事者部会	区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動の実施		
地域生活支援専門部会			本富士地区の地域課題への対応の検討

令和2年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項について

令和元年度における各専門部会（以下「部会」という。）の活動については、これまで積み重ねた議論の中で見えた課題等を整理した上で、次期障害者・児計画に盛り込むことを前提として実現可能な施策を検討することとしていた。

これを踏まえ、令和2年度の各部会の検討事項は、下記の事項とし、下記事項については、文京区障害者地域自立支援協議会へ検討の進捗状況及び議論の方向性を報告する。

また、各部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

1 相談支援専門部会（2回）

相談に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステム等についての調査・研究・検討を行う。

次期障害者・児計画に盛り込むことを前提として令和元年度に検討した施策について、より具体的に検討していく。

2 就労支援専門部会（2回）

就労に関する相談や支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

次期障害者・児計画に盛り込むことを前提として令和元年度に検討した施策について、より具体的に検討していく。

3 権利擁護専門部会（3回）

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

次期障害者・児計画に盛り込むことを前提として令和元年度に検討した施策について、より具体的に検討していく。

4 障害当事者部会（3回）

障害当事者からの情報発信等についての検討等を行う。

障害当事者部会で検討した内容について、区民へ向けた障害理解を深めるための啓発活動を行う。

5 地域生活支援専門部会（3回）

障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築について検討を行う。

令和3年度に地域生活支援拠点を設置する駒込・富坂地区の地域課題への対応について検討する。

令和2年度定例会議の進め方について

1 概要

(1) 目的

- ・地域の相談支援ネットワークの強化、研修機能、地域の足りない資源を吸い上げて課題を相談支援専門部会へ提言していく。
- ・相談支援を行う上で必要な情報共有やスキルアップを図る。

(2) 開催方法

- ・Zoomを使ったオンライン会議の形式で行う。
- ・固定のメンバーを選出する。呼びかけの対象は地域自立支援協議会の関係する事業所（自立支援協議会から退任した場合も含む）とサービス等利用計画を作成している事業所とし、各事業所から固定のメンバーを出してもらい、原則として固定の委員が出席する。

<対象事業所> 計24名

文京地域生活支援センターあかり・エナジーハウス・東京カリタスの家（成人・児童）・本郷の森
東大DH・文京槐の会・相談支援事業所ふくろう・工房わかぎり・本郷福祉センター・佑啓会
リアン文京・文京区教育センター・トチギ介護サービス・文京区社会福祉協議会
スタジオIL文京・リバーサル・富坂子どもの家・ケアワーク東京・訪問看護ステーションけせら
だんござかハウス・相談支援事業所リリーフ

- ・貴重な学びの機会であるため、各事業所から、他の職員が傍聴参加することも認める。（個人情報への留意については「留意点」参照）
- ・原則の参加者は上記の通りだが、会議の内容及び目的によっては上記以外にも参加を認める。
- ・自立支援協議会の各専門部会に参加している当事者委員にも案内を出し、意見の共有が図れる機会を作る。
- ・定例会議には、スーパーバイズのできる方に参加して頂く（自立支援協議会会長及び副会長、障害福祉課長など）。
- ・相談支援専門部会の部会長・副会長にも参加してもらい部会と定例会議の連動を図る。
- ・オブザーバーとして保健サービスセンターの保健師、障害福祉課の各福祉司にも参加して頂く。
- ・相談支援専門部会委員は、希望により参加可能とする。

(3) 進め方

- ・会議開催時間は2時間を上限とする。
- ・会議内容により、進め方が変わるため、開催案内にて記載する。

(4) 開催内容案

- ・新型コロナウイルス禍での困りごと、気付いたこと等の共有、振り返り
- ・ファシリテーター研修

2 定例会議の運営について

(1) 運営方法

- ・今年度は、新型コロナウイルス感染予防を最優先し、障害者基幹相談支援センターが企画、運営を行う。

(2) 開催日程

- ・今年度に限り、以下スケジュールでオンライン環境整備を含め、試行的に年1回開催とする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
					運営準備			開催予定			

3 留意点

- ◎個人情報については、相当な留意が必要である。会議を進める上で情報を出す必要がある場合は、匿名性が保たれるよう十分に注意する。
- 必要に応じて録音することがあるが、会議のまとめを作成するためのみに使用する。

**令和2年度文京区障害者自立支援協議会 相談支援専門部会
定例会議固定メンバー名簿**

	No	出席者(敬称略)	名称	連絡先アドレス
固定 メンバー	1	中島 亮	地域生活支援センターあかり	sien@asebikai.com
	2	金子 宏之	ワークショップやまどり	yamadori@svd.odn.ne.jp
			指定特定相談支援事業 ふくろう	ymdrknk@rc5.so-net.ne.jp
			中央区	knk@yamadorinokai.sakura.ne.jp
	3	関根 義雄	スタジオOL文京	sekidon_y@yahoo.co.jp
	4	中村 澄子	リバーサル	reversal.hongo@gmail.com
	5	駒津 光	エナジーハウス	energyhonpo@yahoo.co.jp
	6	時田 貴章	大塚福祉作業所	fg.otsuka@yukeikai.jp
	7	安部 優	リアン文京	abe@team-lien.com
	8	田中 弘治	本郷福祉センター(若駒の里)	wakakoma@wit.ocn.ne.jp
	9	武田 瑞穂	文京区教育センター	Mizuho_Takeda@city.bunkyo.lg.jp
	10	向井 崇	カリタス翼	caritas_tsubasa@tokyo-caritas.org
	11	高谷 通代	文京槐の会	fujinoki@enjunokai.com
	12	高橋 暢行	東京カリタスの家 地域活動支援センター みんなの部屋	minnanoheya@tokyo-caritas.org
	13	山中 英二	工房わかぎり	kobowakagiri@mx36.tiki.ne.jp
	14	森田 有佳莉	文京区社会福祉協議会	morita@bunsvakyo.or.jp
	15	藤松 由華	銀杏企画三丁目	y.tomatsu@hongounomori.com
	16	今井 惇也	小石川福祉作業所	fg.koishikawa@yukeikai.jp
	17	勝間田 万喜	富坂子どもの家	katsumata@ceam.asia
	18	森田 健太郎	東京大学医学部デイホスピタル	kemorita-nms@umin.ac.jp
	19	長谷部 厚子	トチギ介護サービス	tochigi@heart.ocn.ne.jp
	20	阿部 智子	訪問看護ステーションけせら	abe@houkankesera.net
	21	本加 美智代	ヘルパーステーション ケアワーク東京	honka@carework.co.jp
	22	豊島 竜哉	だんござかハウス	dangozaka-soudan@chic.ocn.ne.jp
23	小門 修吾	リリーフ	reliefyushima@gmail.com	
24	内田 京介	ふる里学舎 本郷	fg.hongo@yukeikai.jp	
相談支援 専門部会	1	樋口 勝	サポートセンターいちょう	ichou.support@hongounomori.com
	2	副部会長		
オブ ザバー	1	高松 泉	保健サービスセンター	Izumi_Takamatsu@city.bunkyo.lg.jp
	2	岡村 健介	障害福祉課	Kensuke_Okamura@city.bunkyo.lg.jp
	3	三浦 晴美	予防対策課	b384500@city.bunkyo.lg.jp
スーパー バイザー	1	高山 直樹	東洋大学社会学部社会福祉学科 教授	
	2	志村 健一	東洋大学社会学部社会福祉学科 教授	
	3	畑中 貴史	文京区福祉部障害福祉課 課長	
事務局	1	菊池 景子	文京区障害者基幹相談支援センター	hope@bunkyo-kan.or.jp
	2	北原 隆行		
	3	鈴木 聖人		
	4	辻廣 直己		
	5	宮森 りつ子		

【資料第6号-1】

第4章 主要項目及び その方向性

第4章 主要項目及びその方向性

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後3か年で推進していく主要項目を以下の5つに分類しました。各項目について方向性を掲げ、その達成に向けた取り組みを進めていきます。

(1) 自立に向けた地域生活の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのため、グループホームや通所施設等の整備を進めることで地域での生活の場を確保するとともに、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを考慮しながら、利用者それぞれの障害の特性や状況に応じたサービスを適正に提供し、障害者の地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、地域生活支援拠点の整備を進め、関係機関の連携を深めることにより、支援体制の構築を図っていきます。

また、障害福祉サービスの質の向上を図るため、事業者への支援・指導を行っていきます。

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害福祉サービス等の必要な情報が適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携しながら、相談支援の質を向上させる取り組みを行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していきます。

また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活を送れるよう支援を行っていきます。

*7 **基本指針** 障害者総合支援法第87条及び児童福祉法第33条の19に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成18年厚生労働省告示395号）。これにより、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたっては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

(3) 安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な雇用の場が必要です。また、障害者雇用促進法で定める法定雇用率の引き上げ等により企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、受け入れ側である企業への支援など専門性の高い支援体制が求められています。

障害者就労支援センターを中心として、障害者、家族、職場に対する専門性の高い支援体制や障害者就労を地域全体で支える就労支援ネットワークを構築するとともに、企業実習の支援等機能の充実を図ります。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組みを推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組みを行うとともに、利用者の就労に関する意欲や能力の向上を図っていきます。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見や早期療育、子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門訓練等、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害の有無に関わらず、共に育ちあう環境を整えるとともに、遊び等の様々な経験を通して、障害や障害児への理解を促していきます。

さらに、仕事と子育ての両立を含めた障害のある子どもの保護者の支援を図るとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練と併せて社会との交流促進を図るための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、子育て、教育等の関係機関が連携し、協議の場やコーディネーターの配置を通じて、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害児支援の充実を図っていきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めた全ての人々が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加するためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これ

第4章 主要項目及びその方向性

らの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。また、「情報のバリアフリー」では、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を入手できるための取組みを推進し、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組みを行います。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組みを進め、当事者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の拡充の整備を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害時や新たな感染症の拡大時等の緊急事態における障害特性に応じた支援体制を充実させていきます。

第 6 章

計画事業

2 相談支援の充実と権利擁護の推進

計画の方針

障害者の相談内容に応じた確かな支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所、保健所、地域生活支援拠点や相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。併せて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討していきます。

また、障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を受け、障害者の権利の実現に向けた取組みや障害者差別解消への取組みについて一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、障害者虐待防止体制の強化、障害者差別解消支援地域協議会における事例共有等により、障害者の権利擁護についての取組みを推進していきます。



2-1 相談支援体制の整備と充実

相談支援については、障害者やその家族が気軽に相談できる窓口を設置し、障害者基幹相談支援センターが関係機関との連携を図ることで、相談支援の充実を推進していきます。また、自己決定が困難な障害者に対する意思決定支援の方法等について検討を行っていきます。

※子どもに関する相談支援の充実については、後述の「4-2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化」に記載しておりますので、併せてご覧ください。

事業名	2-1-1 総合的な相談支援体制の構築			
事業概要	障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、障害者基幹相談支援センターを始め、区の窓口や保健所等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-2 計画相談支援◆				
事業概要	障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細やかな支援を行う。 障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者・児が相談支援を受けられる体制を目指す。				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	計画作成者数	673人			
	計画作成割合	64%			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期	
	○	○	○	○	

※計画作成者数とは、サービス等利用計画案が作成された人数（セルフプランは除く）のこと。

事業名	2-1-3 地域移行支援【1-4-5再掲】
-----	-----------------------

事業名	2-1-4 地域定着支援【1-4-6再掲】
-----	-----------------------

事業名	2-1-5 相談支援事業◆				
事業概要	<p>区の窓口や区内3事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。</p> <p>また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取り組みを行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していく。</p> <p>なお、本事業は、第6期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
	障害者相談支援事業実施箇所数	4箇所			
	機能強化事業の実施の有無	実施			
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期		高齢期
	○	○	○		○

事業名	2-1-6 地域自立支援協議会の運営			
事業概要	<p>障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進していく。</p> <p>また、この協議会の下に設置される、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、地域生活支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねていく。</p>			
3年間の事業量				
対象ライフステージ	就学前	就学後(小・中・高)	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

第6章 計画事業

事業名	2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営			
事業概要	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取り組み及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員			
事業概要	区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実			
事業概要	障害者制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供していく。 また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報を探しやすいホームページ作りを行っていく。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-10 地域安心生活支援事業（保 2-3-2）			
事業概要	精神障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日・夜間を含めた緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-11 意思決定支援の在り方の検討			
事業概要	自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、地域自立支援協議会権利擁護専門部会等において、支援体制等について検討を行う。			
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-12 小地域福祉活動の推進（地 1-1-1）			
事業概要	<p>地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取り組みを地域の人とともに考え、関係機関等と連携をすることで「個別支援」や「地域の生活支援のしくみづくり」を行い、地域の支えあい力を高める。</p> <p>また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】</p>			
3年間の 事業量				
対象ライフ ステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

事業名	2-1-13 民生委員・児童委員による相談援助活動【5-6-5 再掲】			
-----	-------------------------------------	--	--	--

事業名	2-1-14 地域生活支援拠点の整備【1-1-20 再掲】			
-----	-------------------------------	--	--	--

第6章 計画事業

事業名	2-1-15 文京区版ひきこもり総合対策（地 2-1-10）				
事業概要	<p>ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support 支援/Talk 相談/Experience 経験/Place 居場所）を行う。</p> <p>また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行う。</p>				
3年間の事業量	項目	令和元年度実績	3年度	4年度	5年度
3年間の事業量					
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期		高齢期
			○		○

地域生活支援拠点とは

【概要】

国の基本指針において、障害者の重度化・家族の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための五つの機能（相談支援、一人暮らしの体験の機会・場の提供、短期入所を活用した緊急時の受入れ・対応、医療的ケアなどの専門的人材の確保・養成、関係機関の連携による地域の体制づくり）を有した拠点を整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。



【整備手法】

機能を集約した多機能拠点整備型と、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型があるが、地域の実情に応じて整備を行う。



機能を集約した施設等が無い本区では面的整備型を基本に整備を進める。

地域生活支援拠点に必要な機能

機能	基本的な考え方
相談	障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所などにコーディネーターを配置し、緊急時の支援を必要とする家庭と常時の連絡体制を確保し、サービスのコーディネーターや必要な相談支援等を行う。
緊急時の受け入れ・対応	短期入所を活用し、障害者の状態変化や介護者の急病などの緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な支援を行う。
体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立などに当たって、共同生活援助の利用や一人暮らしの体験の機会や場を提供する。
専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な障害者等や重度化した障害者等などに対して、専門的な対応ができる体制を確保し、専門的な対応ができる人材の養成を行う。
地域の体制づくり	障害者基幹相談支援センターや相談支援事業所などにコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、関係機関の連携体制を構築する。

文京区の課題について

- 障害者の重度化やその家族の高齢化により、区内全体の相談件数が増えており、今後の増加に対応できる体制を作る必要がある。
- 障害者・児実態調査(H28年度実施)では、「相談支援事業を今後利用したい」が21.4%あり、相談に対する需要が比較的高い。(障害別では、精神障害で35.7%と一番高い)
- 精神障害者の手帳所持者や障害福祉サービス利用者が増えており、精神障害者を支援する体制をさらに充実させる必要がある。
- 単身者及び核家族のケースが増えており、日常の見守り及び緊急時の支援体制の構築が必要である。
- 障害者だけでなく高齢者や子どもなどの家族にも問題がある困難ケースが増えており、関係機関との連携がより重要となっている。
- 区内の短期入所事業所はリアン文京だけであり、緊急時に受け入れ可能な事業所が不足している。
- 緊急時に区や医療機関などの関係機関と連絡調整ができるコーディネーターが不足している。

地域生活支援拠点の整備計画

令和元年度～令和4年度までの4年間の計画で地域生活支援拠点を整備する。

1 地域連携調整員の配置

- ①介護保険における日常生活圏域に則り、区を4地区(富坂、大塚、本富士、駒込)に分割する。
- ②4地区の拠点は、サポートセンターいちょう(本富士地区)、エナジーハウス(駒込地区)、あかり(富坂地区)、障害者基幹相談支援センター分室(大塚地区)とする。
- ③各拠点の地域連携調整員は、障害者基幹相談支援センターに派遣し半年から1年間の研修を行った後、各拠点に配置される。その間、センターでの相談ケースを担当し、配置後は各拠点のケースとする。
- ④毎年1拠点1名ずつ派遣研修を行い、4年で終了する。
- ⑤地域連携調整員が配置され、4地区拠点が開設された後、障害者基幹相談支援センターは各拠点を支援し、まとめ役を担う。

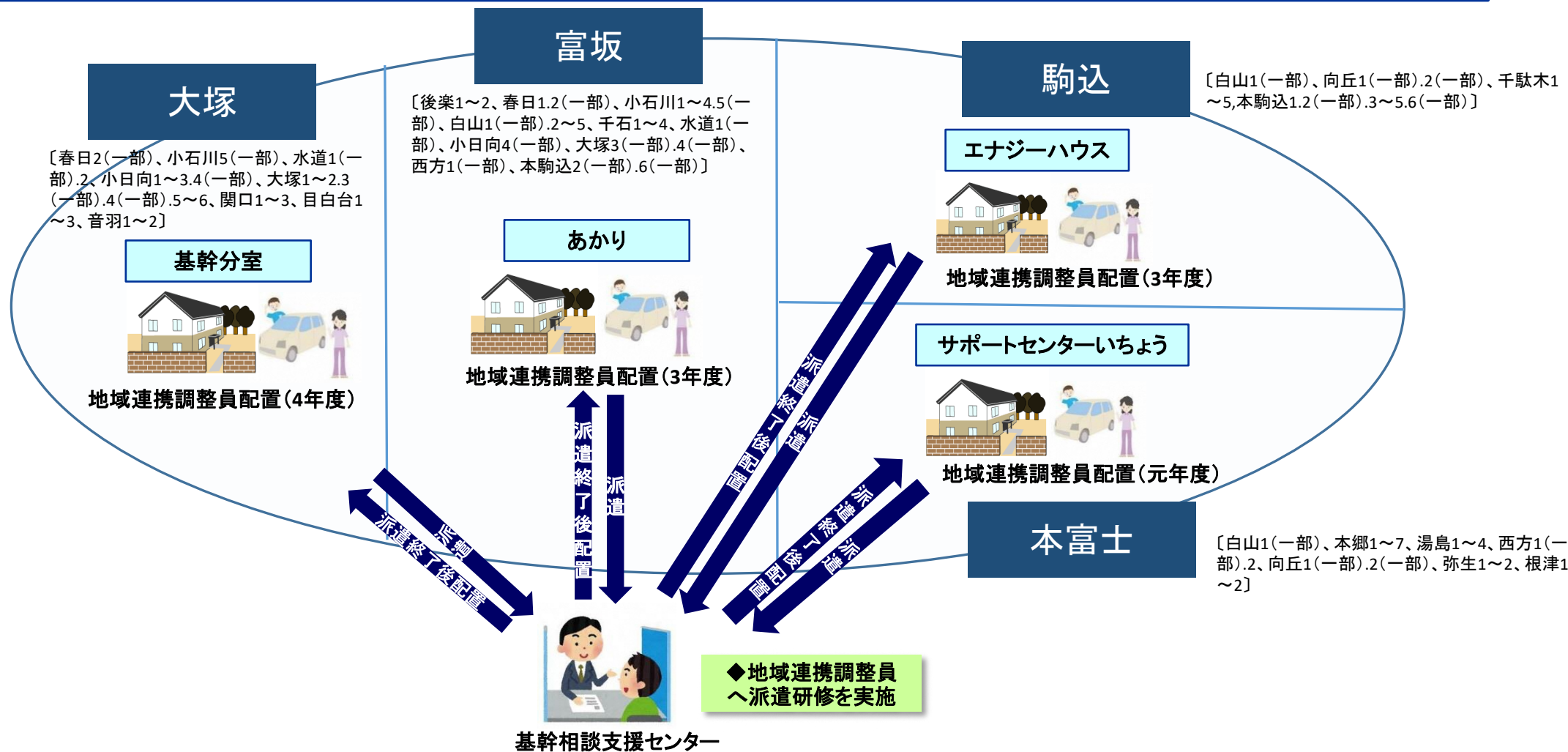
2 地域連携調整員の業務

- ①一般相談と必要に応じた生活支援であり、特に単身又は核家族との連絡体制を確保する。
- ②区及び障害福祉サービス事業所、高齢者あんしん相談センター、医療機関などとの連携体制を構築する。
- ③緊急時には、障害者基幹相談支援センターと連携し、医療機関などへの連絡を行い、短期入所や入院などの支援を行う。
- ④生活体験が必要である者に対して、区及び障害福祉サービス事業者との調整を行い共同生活援助などのサービスに繋げる。

3 その他

- ①地域生活支援拠点の課題などを検討し方針を決め、また専門的人材の確保・養成を検討する場として、自立支援協議会を活用する。
- ②障害者基幹相談支援センターは、原則として困難ケースの対応などを行うとともに、各拠点を支援し、まとめ役を担う。

文京区地域生活支援拠点の整備イメージ



《地域生活支援拠点の整備(令和元年度~令和4年度)について》

4地区(本富士、駒込、富坂、大塚)の拠点となる事業所に地域連携調整員を配置し、①一般相談及び生活支援、②各地区の社会資源(障害福祉サービス事業所、高齢者あんしん相談センター、医療機関等)との連携体制の構築等を行う。

なお、各拠点の地域連携調整員は、障害者基幹相談支援センターに派遣し、半年から1年間研修を受けた後に各拠点に配置される。その後、障害者基幹相談支援センターで担当したケースを拠点のケースとして支援する。

令和元年度は、現在、核となる一般相談支援事業所がない本富士地区において、サポートセンターいちようの相談支援体制確保等について優先的に整備を行う。

また、「緊急時の受入れ」の充実に向け、自立支援協議会で検討し、主に精神障害者を受け入れる短期入所を整備する。

各地区の拠点整備イメージ

【本富士地区の例】

本富士



グループホーム



障害福祉サービス事業所(居宅介護等)



文京区役所



障害者基幹相談支援センター

助言

本富士生活あんしん拠点



地域連携調整員

相談

対応



障害者・家族等



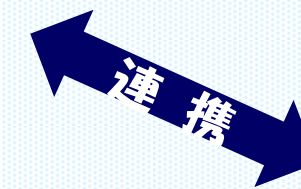
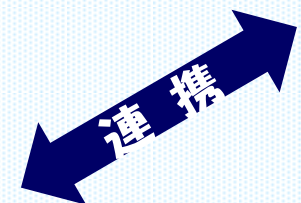
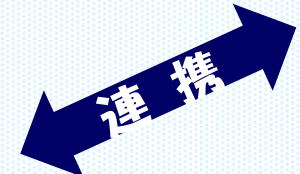
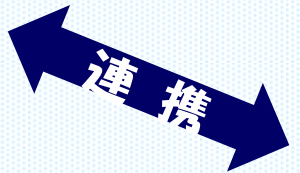
医療機関



ショートステイ



高齢者あんしん相談センター





困ったなあ・・・

話を聞いてほしいわ・・・



本富士地区にお住まいで悩みやお困りごとがある方に対して、関係機関と連携してサポートを行います。

それが「**本富士生活あんしん拠点**」です。

○障害のある方やご家族のご相談を受けて、適切な支援を行います。

〔相談例〕 家族と上手くいかない。ひとりぼっちで心細い。
親が亡くなった後、将来が不安。
近所付き合いで悩んでいる。
近所で長期間見かけなくなった人がいて気になっている。
住む所が見つからない。



まずは、**03-3868-3033** にお電話ください。
メールやFAX、お越しいただいてのご相談もお受けしています。
拠点にはサロンスペースもあります。ご相談に限らず、お気軽にご利用ください。（所在地などは裏面にあります）



適切な支援につなげて
もらうことができた

家から近い場所で
相談ができて安心



本富士地区にお住まいの方、お待ちしております！

※「本富士生活あんしん拠点」は、本富士地区地域生活支援拠点の愛称です。

「本富士生活あんしん拠点」は、 障害のある方が住みやすい地域づくりに努めます。

「本富士生活あんしん拠点」は、障害のある方が住み慣れた地域で生活をするために、障害のある方やご家族の生活を地域全体で支える、サービス提供体制を構築することを目指す機関です。

拠点の地域連携調整員（コーディネーター）は、次のことを行います。

- ①障害のある方及びそのご家族のご相談に応じて、障害者基幹相談支援センター・障害福祉サービス事業所・医療機関・区役所などと繋ぐ仕事をします。
- ②地域の方々に障害や病気について理解の促進や、障害のある方が住める住居の確保に努めます。

この事業は、文京区が社会福祉法人等に委託して実施しております。

【文京区の4圏域】



- 順次、各圏域において地域生活支援拠点の整備を行うこととしており、令和元年度から本富士地区の整備を開始しています。



本富士地区

白山1丁目3・4・9・10・15、本郷1～7丁目、湯島1～4丁目、西片1丁目1～18・20、西片2丁目、向丘1丁目1～6・16～20、向丘2丁目1～10・11(1-5)・13(8-21)、弥生1～2丁目、根津1～2丁目

本富士生活あんしん拠点(本富士地区地域生活支援拠点)

開所日：月～金曜日(土曜、日曜、祝日、年末年始は休業)

開所時間：午前10時～午後5時30分

所在地：文京区本郷二丁目21番3号 青木ビル1階

TEL: 03-3868-3033 FAX: 03-3868-3039

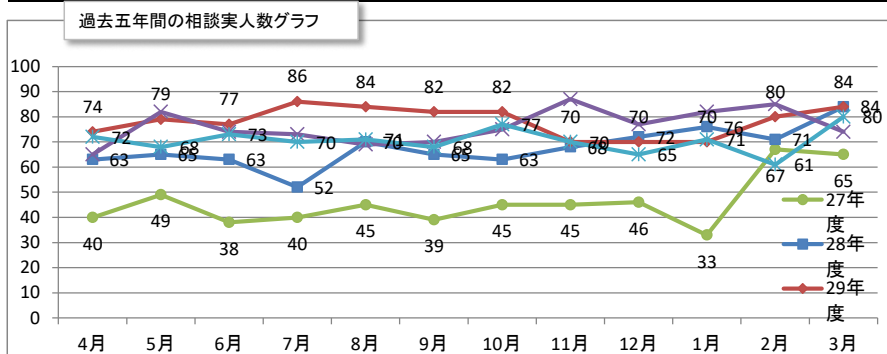
メールアドレス: motofuji@kyoten-bunkyo.jp

令和元年度 文京区障害者基幹相談支援センター 実績報告

1.総合相談支援業務

(1) 相談実人数 19年度:延べ846人(18年度913人。前年度比92.66%)

		単位:人												合計	月平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
相談実人数	27年度	40	49	38	40	45	39	45	45	46	33	67	65	552人	46.00人
	28年度	63	65	63	52	70	65	63	68	72	76	71	84	812人	67.67人
	29年度	74	79	77	86	84	82	82	70	70	70	80	84	938人	78.17人
	30年度	65	82	74	73	69	70	75	87	77	82	85	74	913人	76.08人
	元年度	72	68	73	70	71	68	77	70	65	71	61	80	846人	70.50人
上記相談実人数のうち、新規相談者数	27年度	21	20	12	16	14	13	9	16	7	12	20	18	178人	14.83人
	28年度	24	18	16	38	21	13	15	15	17	21	12	10	220人	18.33人
	29年度	14	17	10	26	24	17	22	11	10	12	19	15	197人	16.42人
	30年度	8	14	7	10	9	10	19	15	10	13	16	7	138人	11.50人
	元年度	11	8	10	7	11	11	13	11	6	9	8	9	111人	9.25人

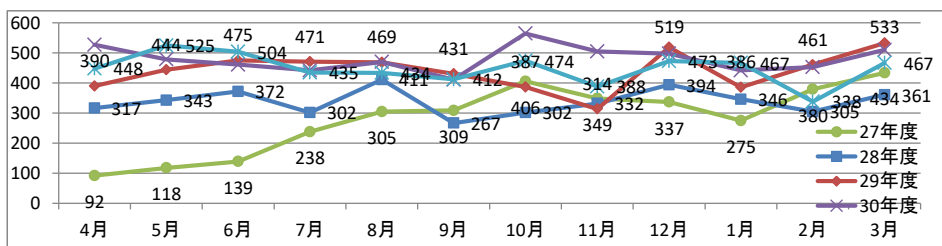


・相談実人数は去年に引き続き減少。内訳としての新規相談者数は、過去5年間で最低数。周知の課題なのか、対応力の問題なのか、純粋に要支援者が減ったのか、精査が必要。

・新規相談者数は減少しているが、総相談件数は大きく減っていない。

(2) 総相談件数 18年度:延べ5,763件(17年度 5,280件。前年度比 109.15%)

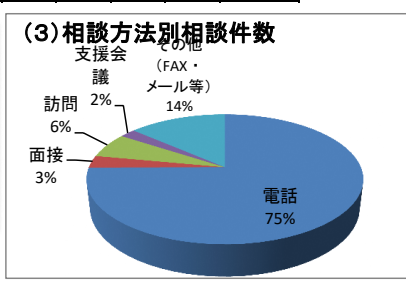
		単位:件												合計	月平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
総相談件数	27年度	92	118	139	238	305	309	406	349	337	275	380	434	3,382件	281.83件
	28年度	317	343	372	302	411	267	302	332	394	346	305	361	4,052件	337.67件
	29年度	390	444	475	471	469	431	387	314	519	386	461	533	5,280件	440.00件
	30年度	527	479	461	442	470	411	565	505	498	442	453	510	5,763件	480.25件
	元年度	448	525	504	435	434	412	474	388	473	467	338	467	5,365件	447.08件



(3) 相談方法別相談件数 (件)	元年度		30年度		29年度		28年度		27年度	
	実数	前年度からの増加率	実数	前年度からの増加率	実数	前年度からの増加率	実数	前年度からの増加率	実数	前年度からの増加率
電話	4,021	74.95%	4,427	76.82%	4,006	75.87%	3,051	75.30%	2,362	69.84%
面接	162	3.02%	208	3.61%	260	4.92%	282	6.96%	301	8.90%
訪問	335	6.24%	393	6.82%	490	9.28%	381	9.40%	512	15.14%
支援会議	117	2.18%	138	2.39%	130	2.46%	126	3.11%	89	2.63%
その他(FAX・メール等)	730	13.61%	597	10.36%	394	7.46%	212	5.23%	118	3.49%
合計	5,365	100%	5,763	100%	5,280	100%	4,052	100%	3,382	100%

・その他以外は減少傾向。特に、面接と訪問に関しては過去5年で一番低い数字となっている。本富士地区地域生活支援拠点ができ、生活面での頻回な見守りを必要とする人の支援をお願いしたことで、全体の数字が減少傾向に転じたと思われる。

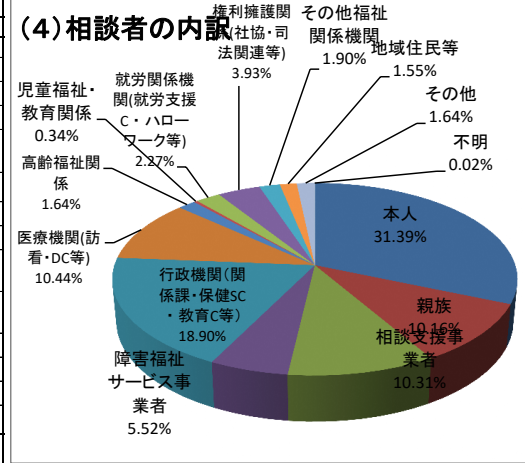
・例年増加していた電話件数の割合が減少。その代わりに、その他のメール等によるやりとりが増加。対応の難しい人が増え続けているものの、各支援者と顔が付きながら早期に支援チームができることで、電話よりもメール等にて情報共有を図る機会が増えたためと考えられる。



(4) 相談者の内訳

	元年度		30年度		29年度		28年度	
	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合
本人	1,684	29.22%	1,848	32.07%	1,729	32.75%	1,144	28.23%
親族	545	9.46%	726	12.60%	748	14.17%	781	19.27%
相談支援事業者	553	9.60%	620	10.76%	379	7.18%	255	6.29%
障害福祉サービス事業者	296	5.14%	369	6.40%	315	5.97%	175	4.32%
行政機関(関係課・保健SC・教育C等)	1,014	17.60%	1,073	18.62%	1,119	21.19%	771	19.03%
医療機関(訪問・DC等)	560	9.72%	447	7.76%	357	6.76%	274	6.76%
高齢福祉関係	88	1.53%	111	1.93%	208	3.94%	200	4.94%
児童福祉・教育関係	18	0.31%	30	0.52%	38	0.72%	9	0.22%
就労関係機関(就労支援C・ハローワーク等)	122	2.12%	179	3.11%	122	2.31%	105	2.59%
権利擁護関係(社協・司法関連等)	211	3.66%	188	3.26%	132	2.50%	204	5.03%
その他福祉関係機関	102	1.77%	69	1.20%	27	0.51%	26	0.64%
地域住民等	83	1.44%	66	1.15%	24	0.45%	28	0.69%
その他	88	1.53%	36	0.62%	76	1.44%	74	1.83%
不明	1	0.02%	1	0.02%	6	0.11%	6	0.15%
合計	5,365	93.1%	5,763	100.0%	5,280	100.0%	4,052	100.0%

(4) 相談者の内訳



・本人と親族が平成30年度と比べると3%の減少となっている。これが、本富士地区地域生活支援拠点ができ、生活面での頻回な見守りを必要とする人の支援を引き継いだことによる影響なのか、今後新設される地域生活拠点と連携しつつ検証していく必要がある。

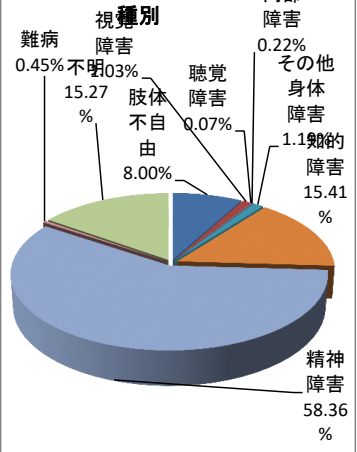
・医療機関が増加しているのは、病院・クリニックとのやりとりの他、訪問看護事業所との連携が増えているためと推察される。

・その他の福祉関係者、地域住民等、その他も続伸している。これは、開所後5年を経過したことで、警察、引きこもり支援団体、民生委員、地域住民、不動産関係等の民間事業者等の、連携先が広がったためと思われる。

(5) 相談内容にかかる障害種別

	元年度		30年度		29年度		28年度				
	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合			
肢体不自由	429	8.00%	361.29%	93	1.61%	-2.11%	95	1.80%	11.76%	85	2.10%
視覚障害	55	1.03%	-24.66%	73	1.27%	-51.97%	152	2.88%	23.58%	123	3.04%
聴覚障害	4	0.07%	-85.19%	27	0.47%	237.50%	8	0.15%	-87.10%	62	1.53%
内部障害	12	0.22%	20.00%	10	0.17%	-94.38%	178	3.37%	165.67%	67	1.65%
その他身体障害	64	1.19%	-55.86%	145	2.52%	52.63%	95	1.80%	9.20%	87	2.15%
知的障害	827	15.41%	19.34%	693	12.02%	15.12%	602	11.40%	72.00%	350	8.64%
精神障害	3,131	58.36%	-23.62%	4,099	71.13%	7.75%	3,804	72.05%	24.60%	3,053	75.35%
難病	24	0.45%	4.35%	23	0.40%	-48.88%	45	0.85%	136.84%	19	0.47%
不明	819	15.27%	36.50%	600	10.41%	99.34%	301	5.70%	46.12%	206	5.08%
合計	5,365	100%		5,763	100%		5,280	100%		4,052	100%

(5) 相談内容にかかる障害種別



・知的障害は一定の割合で増加。一方精神障害は本富士地区地域生活支援拠点ができ、生活面での頻回な見守りを必要とする人の支援を引き継いだことによる影響なのか、大幅な減少となり平成28年度並となっている。

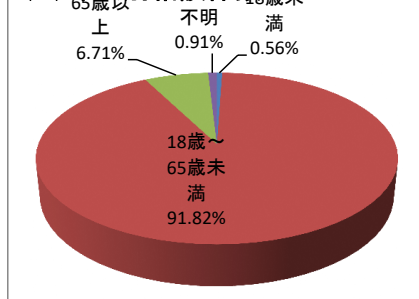
・困難事例対象者は、コミュニケーションに課題のある人がほとんどで、結局「精神障害者」の面がクローズアップされることになる。

・精神障害者の中には自閉症スペクトラム障害や注意欠如多動性症候群も含まれる。今後は「精神障害者」の内訳を見ていく必要も出てくる。

(6) 年代別相談件数

	元年度	30年度	29年度	28年度
18歳未満	30	51	99	100
18歳～65歳未満	4,926	5,301	4,545	3,346
65歳以上	360	274	561	579
不明	49	137	75	27
合計	5,365	5,763	5,280	4,052

(6) 年代別相談件数



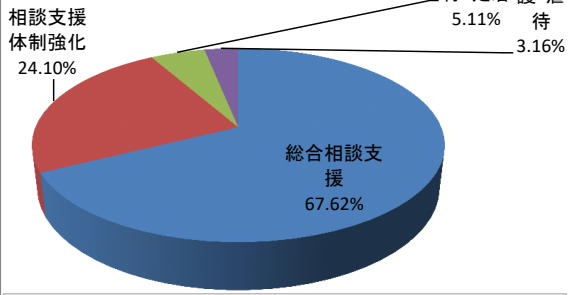
・18歳未満、65歳以上の対応件数は、総件数の伸びとはリンクしていない。

(7) 相談内容の分類 (件)	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
総合相談支援	7,485	8,438	7,401	5,526	4,424
相談支援体制強化	2,668	2,917	2,702	2,259	1,231
地域移行・定着	566	702	535	186	368
権利擁護・虐待	350	261	125	234	163
合計	11,069	12,318	10,763	8,205	6,186

・基幹は総じて、スーパーバイズやバックアップ機能としてではなく、対応の実働部隊として存在している。

・ネグレクトや経済的虐待等の支援を中長期的に行ったため、権利擁護・虐待の増加につながった。

(7) 相談内容の分類

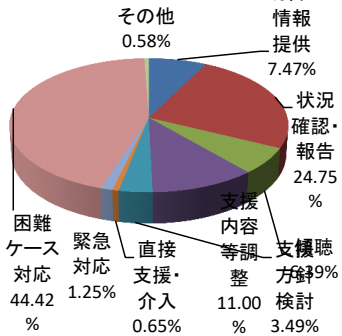


(相談内容が複数の項目に該当する場合は、複数の項目を該当させているため相談件数とは一致しない。必要な場合は3項目まで可)

(8) 相談対応 (件)	元年度		30年度		29年度		28年度	
	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合
説明・助言・情報提供	401	7.47%	415	7.20%	467	8.84%	409	10.09%
状況確認・報告	1328	24.75%	1285	22.30%	888	16.82%	838	20.68%
傾聴	343	6.39%	324	5.62%	315	5.97%	150	3.70%
支援内容等調整	590	11.00%	590	10.24%	525	9.94%	589	14.54%
支援方針検討	187	3.49%	180	3.12%	150	2.84%	183	4.52%
直接支援・介入	35	0.65%	29	0.50%	36	0.68%	68	1.68%
緊急対応	67	1.25%	19	0.33%	86	1.63%	64	1.58%
困難ケース対応	2383	44.42%	2882	50.01%	2,769	52.44%	1,701	41.98%
その他	31	0.58%	39	0.68%	44	0.83%	50	1.23%
合計	5,365	100%	5,763	100%	5,280	100%	4,052	100%

・困難ケース対応が減少に転じた理由は、本富士地域生活支援拠点ができ、生活面での頻回な見守りを必要とする人の支援をお願いできたからと思われる。

(8) 相談対応



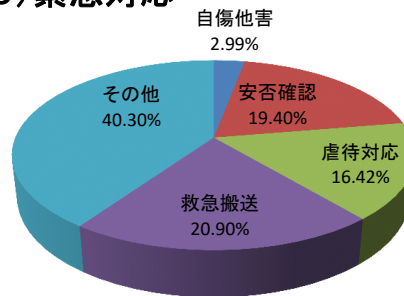
(9) 緊急対応・困難ケースの対応

緊急対応	(件)			
	元年度	30年度	29年度	28年度
自傷他害	2	0	1	2
安否確認	13	1	7	7
虐待対応	11	7	14	36
救急搬送	14	7	16	5
その他	27	4	48	14
計	67	19	86	64

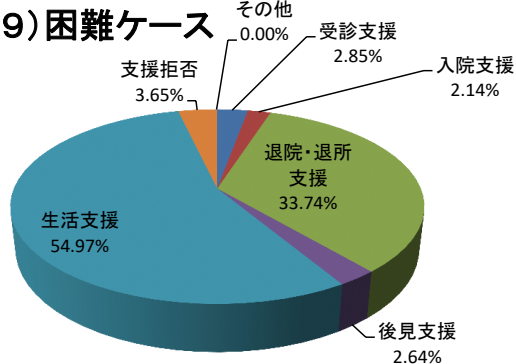
・緊急対応は平成28年度並に増加している。内訳は生命に関わる安否確認、病状の悪化による受診勧奨、虐待疑いへの緊急対応等である。

・困難ケースの内訳で生活支援が多いのは、支援を完全に拒否してはいるが関係づくりによりかなり苦慮している人に対する動き

(9) 緊急対応



(9) 困難ケース



困難ケース	(件)			
	元年度	30年度	29年度	28年度
受診支援	68	52	211	232
入院支援	51	132	137	26
退院・退所支援	804	1098	813	440
後見支援	63	29	3	14
生活支援	1310	1328	1,329	761
支援拒否	87	243	236	125
その他	0	0	40	103
計	2383	2,882	2,769	###

※困難ケース対応は、次に該当する事例を集計している。

- ア 身体状況が重篤にもかかわらず入院や受診を拒否し、説得を続けるために時間を要した場合
- イ 利用者又は介護者等の状況から障害福祉サービス等の導入を要するにもかかわらず、利用者本人又は介護者等が拒否し、説得に時間を要した場合
- ウ 精神疾患等により理解力が低下しているため、繰り返し説明や支援が必要で時間を要した場合
- エ 受診、入院又は施設等への入退所に家族等に依頼できない(遠方や非協力的)場合で、受診、入院又は入退所に支援が必要で時間を要した場合
- オ 体調の急変により食事が摂れていないなど、やむを得ず身の回りについての支援で時間を要した場合
- カ 精神疾患等により片付けられないため室内が不衛生状態等で、支援が必要で時間を要した場合
- キ 成年後見、安心サポート利用等に関し、説明に時間を要した場合又は必要書類を探すために室内に入り時間を要した場合並びに手続等の支援に時間を要した場合

2. 開催講座・会議等件数等

	元年度	30年度	29年度	28年度	27年度
出席会議	129	123	121	116	147
支援会議開催	31	21	35	28	30
支援会議参加	86	117	95	98	59
参加研修	54	65	52	69	73
出張講座	5	1	1	1	5
基幹周知活動	4	8	15	23	44
ピアカウンセリング	28	38			

出席会議内容
出張講座
周知活動

・年数を重ねるごとに、膠着状態の対応者が増えていき、実際の対応に追われるようになってきた。周知活動や研修参加の減を見ると、基幹の能動性は失われてきている、とも取れる。

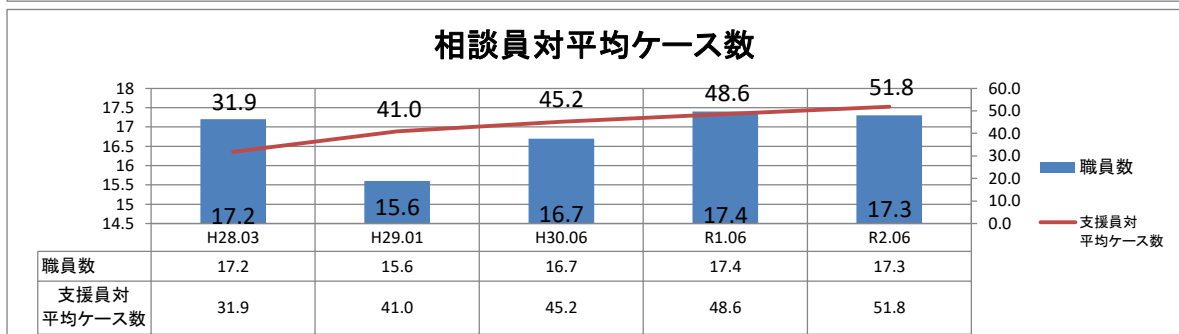
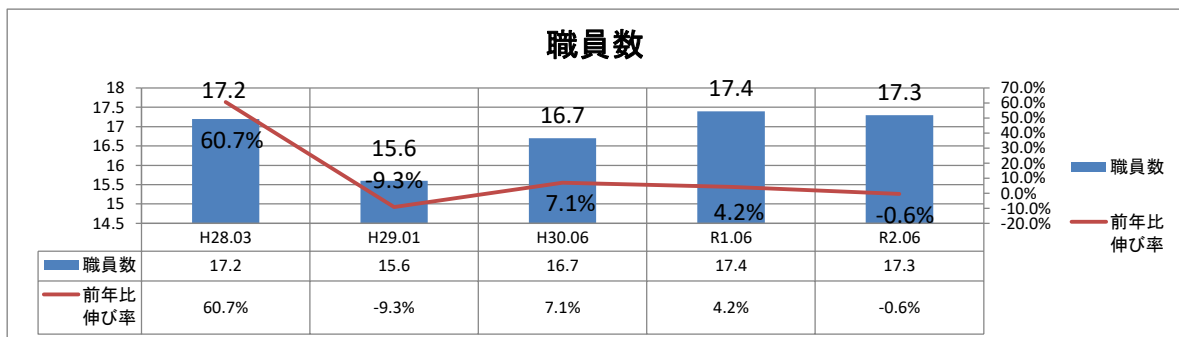
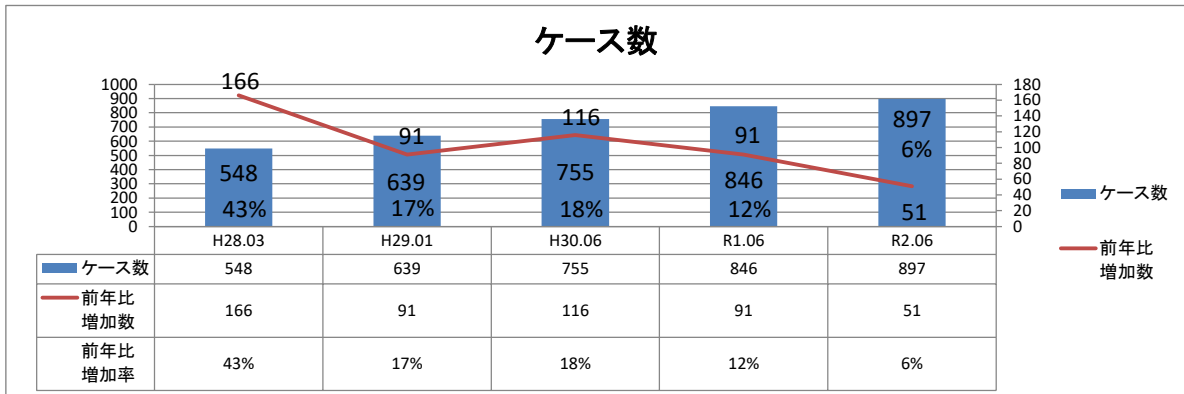
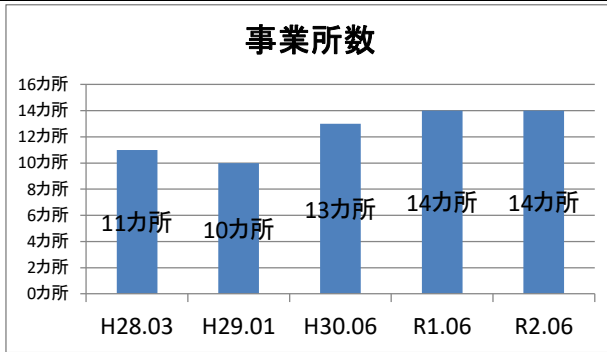
令和2年度 文京区相談支援事業所調査

	事業所名	法人名	開設年月日	事業種別	障害種別				ケース数					職員数			体制加算	
					身	知	精	児	全体	(昨年比)	区民	区民以外	障害者	障害児	配置人数	常勤換算数(昨年比)		
1	あくせす	(社福) 文京槐の会	2012年4月1日	指定特 定指 定一 般	○	○			55	(+1)	49	6	55	0	2	1	(±0)	
2	エナジーハウス	(NPO) エナジー本舗	2013年3月1日	指定特 定			○		18	(-4)	18	0	18	0	2	2	(±0)	精神障害者支援体制加算
3	サポートセンターいちよう	(社福) 本郷の森	2013年4月1日	指定特 定			○		92	(+6)	76	16	92	0	2	1.4	(±0)	精神障害者支援体制加算
4	地域生活支援センターあかり	(社福) 復生あせび会	2013年4月1日	指定特 定指 定一 般			○		53	(+4)	46	7	53	0	5	1.1	(±0)	精神障害者支援体制加算
5	ふる里学舎小石川	(社福) 佑啓会	2014年11月1 日	指定特 定		○			25	(±0)	25	0	25	0	1	0.6	(±0)	
6	ふる里学舎大塚	(社福) 佑啓会	2014年11月1 日	指定特 定	○	○			44	(-3)	42	2	44	0	1	0.6	(±0)	
7	指定特定相談支援事業 ふくろう	(社福) 山鳥の会	2016年4月1日	指定特 定	○	○	○		42	(-2)	22	20	42	0	4	0.6	(±0)	
8	ふる里学舎本郷	(社福) 佑啓会	2017年5月1日	指定特 定		○			9	(±0)	8	1	9	0	1	0.6	(±0)	
9	マインドサポート	合同会社 マインドサポート	2018年8月1日	指定特 定														
10	地域プラザふらっと	(社福) 武蔵野会	2015年5月1日	指定特 定指 定障 害児	○	○	○		126	(-2)	126	0	110	16	5	3.1	(±0)	
11	だんござかハウス 相談支援係	株式会社 津知弥	2016年4月1日	指定特 定指 定障 害児	○	○	○		24	(+3)	24	0	21	3	1	1	(±0)	
12	相談支援事業所 リリーフ	(一社) リリーフ	2017年11月1 日	指定特 定指 定障 害児	○	○	○	○	89	(+21)	37	52	81	8	3	3	(±0)	特定事業所加算Ⅲ
13	相談支援事業所やえ	一般社団法人 障がい支援こはる 会	2019年10月1 日	指定特 定指 定障 害児	○	○	○	○	42	(+42)	26	16	25	17	1	1	(+1)	
14	文京区 児童発達支援センター	文京区	2012年4月1日	障害児			○		278	(-7)	278	0	0	278	4	1.3	(-0.1)	
休	富坂子どもの家	(公財) 基督教イースト・エイジャ・ミッショ ン	2014年3月1日	障害児					0	(±0)	0	0	0	0	0	0	(±0)	
				合計	7	9	6	5	897	59	777	120	575	322	32	17.3	0.9	

事業所名		内 容
1	あくせす	新規対応受付 法人内サービス利用者については新規の受け入れが可能である。その他の新規受け入れについては、可能な限り受け入れられる体制作りを目指している。
		その他 他事業との兼務の中で、更新スケジュールの管理、サービス支給量、利用状況の把握等を体系的に行い、効率的なサービス提供の中で、一件ずつの相談に対して丁寧に対応を行いたい。また、短期保護や移動支援といった法人内他事業の利用者の中には、相談支援につなげた方がよいように見受けられるケースに遭遇することが少なくない。状況に応じて新規相談につなげる等のフォローを検討したい。
2	エナジーハウス	新規対応受付 エナジーハウスメンバー等、関係のとれている利用者であれば、受け入れは可能である。また、令和3年度から開始される、地域生活拠点事業も見据えて、駒込地区在住の方については、受け入れている。新規依頼についても駒込地区在住の方については、前向きに検討していきたい。
		その他 相談支援専門員は2名(但し、兼務)の設置、常勤換算数は条件付きではあるが、2名体制となっている。
3	サポートセンターいちよう	新規対応受付 本富士地区中心に受け入れている。それ以外の地区は応相談。
		その他 就労移行の通所のため、退院時にヘルパーが必要など、サービス利用時に計画作成で関わるが、サービス利用がマッチングしない・生活全般にサポートが必要などフォーマルなサービス外の支援を多く求められ、計画・モニタリング以外の支援・相談が増えている。関係機関からも支援が必要と求められるケースの紹介が増えている。
4	地域生活支援センターあかり	新規対応受付 時期によって受付状況は変わるが、年間を通して10件程度は受けたいと考えている。
		その他 指定一般支援事業(移行1件と定着13件)の動きだけでなく、基本相談の比重が重いことも新規の件数を増やしづらさの一因となっている。
5	ふる里学舎小石川	新規対応受付 現状、問い合わせ等のお話はありません。現在は小石川福祉作業所に在籍している方、法人内別事業所に通所している方の計画を作成している。現場との兼務で行っている為に、法人外サービス利用者の新規受け入れは難しい状態である。
		その他
6	ふる里学舎大塚	新規対応受付 新規については、併設サービスを新規に利用する方について対応しています。計画のみの希望者の対応は難しい状況です。
		その他
7	指定特定相談支援事業ふくろう	新規対応受付 新規対応につきましてはお急ぎの場合、お待ちいただくこともあります。新規受付については現状の体制では、それほど多くの余力はありません。今年度に関しては大よそ年間5~6件くらいが目安となります。また他ケースの兼ね合いもあり、新規受付が難しい時期もあります。随時ご相談下さい。
		その他 併設サービスご利用の方が優先となります。越境案件(23区内)も対応しております。お困りの時はご相談下さい。基本相談に掛かる支援について、各相談支援専門員、事業所間によって支援の質が均質化していないと思われれます。基本相談に係る、支援の幅が広く、また現状その支援に関する指標がないことが原因と感じます。本人支援だけに収まらず、家族支援が必要な世帯も多い印象です。世帯全体への支援や基本相談支援の部分に報酬が担保されていないことも問題。昨年度のケース数より2件減っていますが、介護保険や一般就労へ移行したケースが少なくとも7~8ケース以上ありました。その分、新規受付として少なくとも7ケース以上の受入をしており、支援対象者の入れ替わりが多数ありました。
8	ふる里学舎本郷	新規対応受付 新規については、併設サービスを利用する方を中心に対応しています。計画のみの新規希望者の対応は難しい状況です。
		その他
9	マインドサポート	新規対応受付
		その他
10	地域プラザふらっと	新規対応受付 新規受け入れは自事業所のみから順次計画する予定。
		その他 障害児の計画相談支援は18歳になり終了となるが、そのまま障害(成人)での計画相談支援に移行しているため、総数の分母に大きな変化はない。利用者や家族等から、障害者計画相談支援も継続してほしいとの希望で、そのまま相談支援を継続していくケースもいるのだが、支援体制によっては他相談支援事業所の利用のほうが、連携をしやすいと思われるケースもいる。しかし事業所の不足などにより他事業所への移行がうまくいかないケースも多々ある。現事業所の体制、人員配置では、現ケース数の対応で上限に近い状況にある。
11	だんごかハウス相談支援係	新規対応受付 月によって受付可能。
		その他
12	相談支援事業所リリーフ	新規対応受付 随時新規対応を受け付けています。
		その他 障害児のケースで通学支援、移動支援、放課後デイサービスの事業所を探してほしいという依頼が増えている。しかし左記事業で空きのある事業所が非常に少ないため、支援の負担が非常に大きい。
13	相談支援事業所やえ	新規対応受付 新規受付は当面の間、休止する予定です。お困りの際は出来る限り対応したいと思っています。
		その他 福祉サービスを探す際に一覧を見て電話確認をするしかなく、今後システム化が出来るとうと思っています。
14	文京区児童発達支援センター	新規対応受付 新規対応受付:センター内サービス利用者について、児童発達支援そよかせ利用児のみ新規受付を行い、放課後等デイサービスほっこりについては休止している。
		その他 10月以降に配置人数5、常勤加算2.3になる予定。
休	富坂子どもの家	新規対応受付 休止中のため受け入れていません。
		その他 セルフプランが多めです。実質的な相談支援とは制度上の課題もあり、なかなかなりにくいようで、結局児童発達支援事業所が相談を受けていることも多いです。

区内指定特定相談支援・障害児相談支援事業所の状況
 ※区内指定特定相談支援事業所の聞き取り調査の数値から抜粋

		H28年3月	H29年1月	H30年6月	R1年6月	R2年6月
事業所	事業所数	11	10	13	14	14
	前年比	2	-1	3	1	0
障害別対応 事業所数(延べ 数)	身体障害	7	5	7	7	7
	前年比	4	-2	2	0	0
	知的障害	7	6	9	9	9
	前年比	2	-1	3	0	0
	精神障害	5	4	6	7	6
	前年比	1	-1	2	1	-1
	障害児	4	3	5	5	5
	前年比	0	-1	2	0	0
全体	23	18	27	28	27	
	前年比	7	-5	9	1	-1
ケース数	ケース数	548名	639名	755名	846名	897名
	前年比	166名	91名	116名	91名	51名
職員体制 (常勤換算数)	職員数	17.2名	15.6名	16.7名	17.4名	17.3名
	前年比	6.5名	-1.6名	1.1名	0.7名	-0.1名
職員対平均ケース数	平均ケース数	31.9名	41.0名	45.2名	48.6名	51.8名
	前年比	-3.8名	9.1名	4.2名	3.4名	3.2名



令和2年区内計画相談の状況
※文京区から提供頂いた数値より抜粋

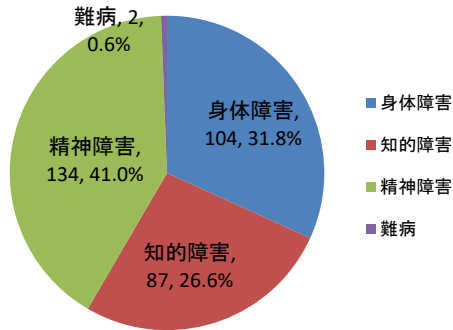
令和2年度(令和2年3月31日時点)

		身体障害	知的障害	精神障害	難病	成人合計
計画相談支援	人数	71	344	196	1	612
障害児相談支援	割合(%)	31.4%	79.4%	58.3%	16.7%	61.1%
セルフプラン	人数	104	87	134	2	327
	割合(%)	46.0%	20.1%	39.9%	33.3%	32.7%
ケアプラン	人数	51	2	6	3	62
	割合(%)	22.6%	0.5%	1.8%	50%	6.2%
無し	人数	0	0	0	0	0
	割合(%)	0%	0.0%	0%	0%	0.0%
合計	人数	226	433	336	6	1,001
	割合(%)	100%	100%	100%	100%	100%

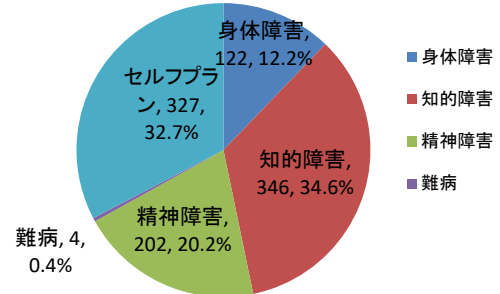
障害児
335
57.7%
246
42.3%
0
0%
0
0%
581
100%

全体
947
59.9%
573
36.2%
62
3.9%
0
0.0%
1,582
100%

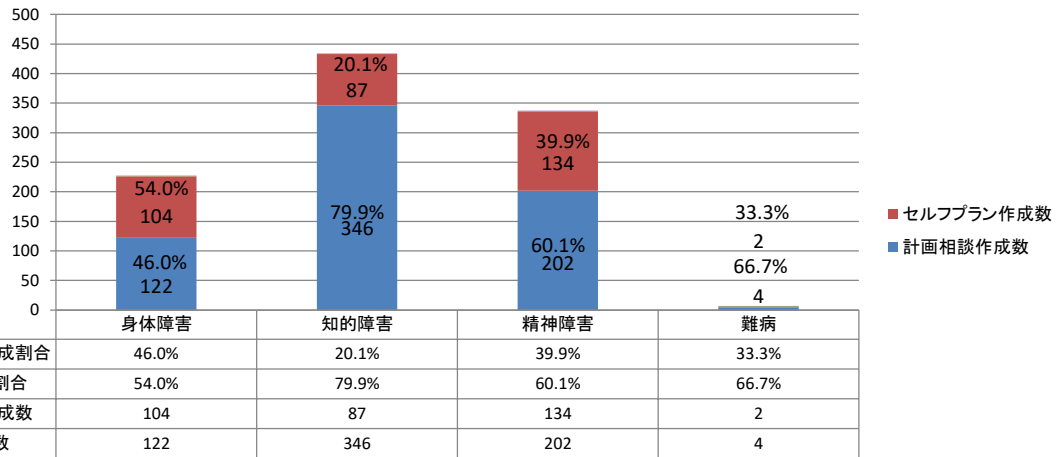
区内セルフプラン数・割合 n=327



区内計画相談作成数・割合 n=1001
※ケアプラン作成数込



計画相談・セルフプラン数
※ケアプラン作成数込



【計画相談のうち、区内事業所利用割合】

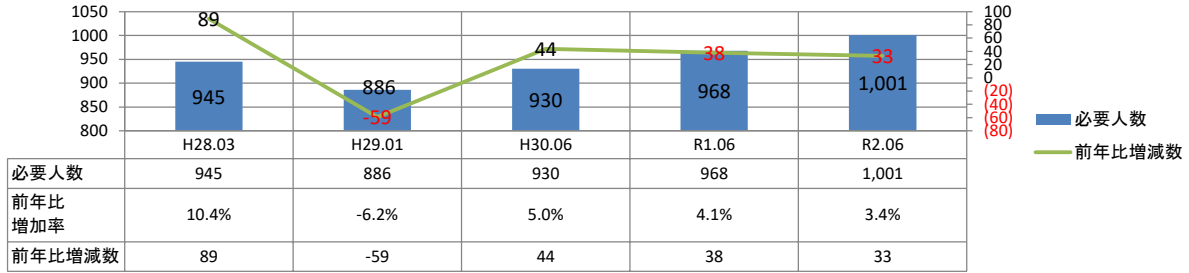
※請求実績があった人数を基に算出したため、上記表の計画相談利用者数と必ずしも一致しない。(H31.4~R2.3)

	割合	計画相談実績のあった人数(※)	区内事業所利用者数	区外事業所利用者数
身体	65.7%	70	46	24
知的	68.2%	321	219	102
精神	80.7%	218	176	42
難病	100.0%	3	3	0
障害児	97.2%	324	315	9

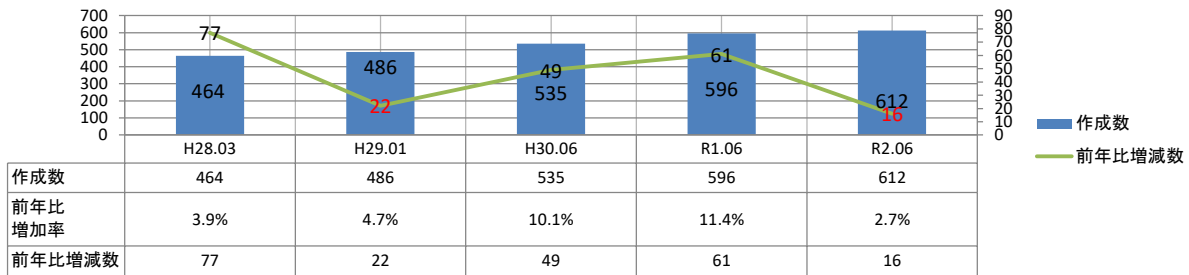
※文京区から提供頂いた数値より抜粋

	H28年3月	前年比	H29年1月	前年比	H30年6月	前年比	R1年6月	前年比	R2年6月	前年比	
障害者 計画相談	必要人数	945	89	886	-59	930	44	968	38	1,001	33
	作成数	464	77	486	22	535	49	596	61	612	16
	作成割合	49.1%	3.9%	54.9%	5.8%	57.5%	2.7%	61.6%	4.0%	61.1%	-0.4%
	セルフ数	272		317	45	339	22	314	-25	327	13
	セルフ割合	28.8%		35.8%	7.0%	36.5%	0.7%	32.4%	-4.0%	32.7%	0.2%
	その他	209		83	-126	56	-27	58	2	62	4
その他割合	22.1%		9.4%	-12.7%	6.0%	-3.3%	6.0%	0.0%	6.2%	0.2%	

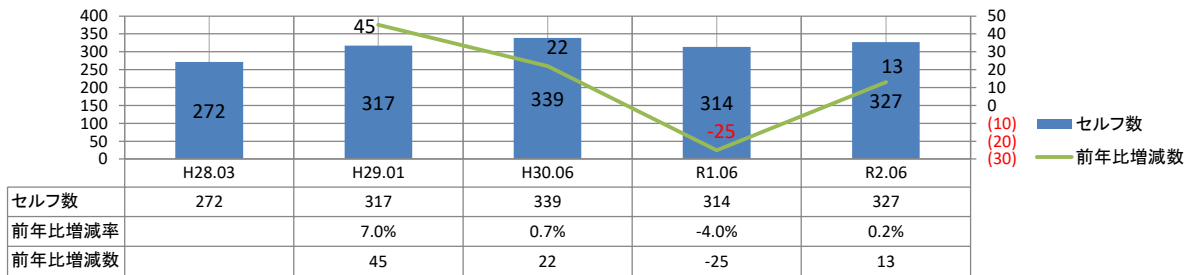
計画相談支援必要数・前年比



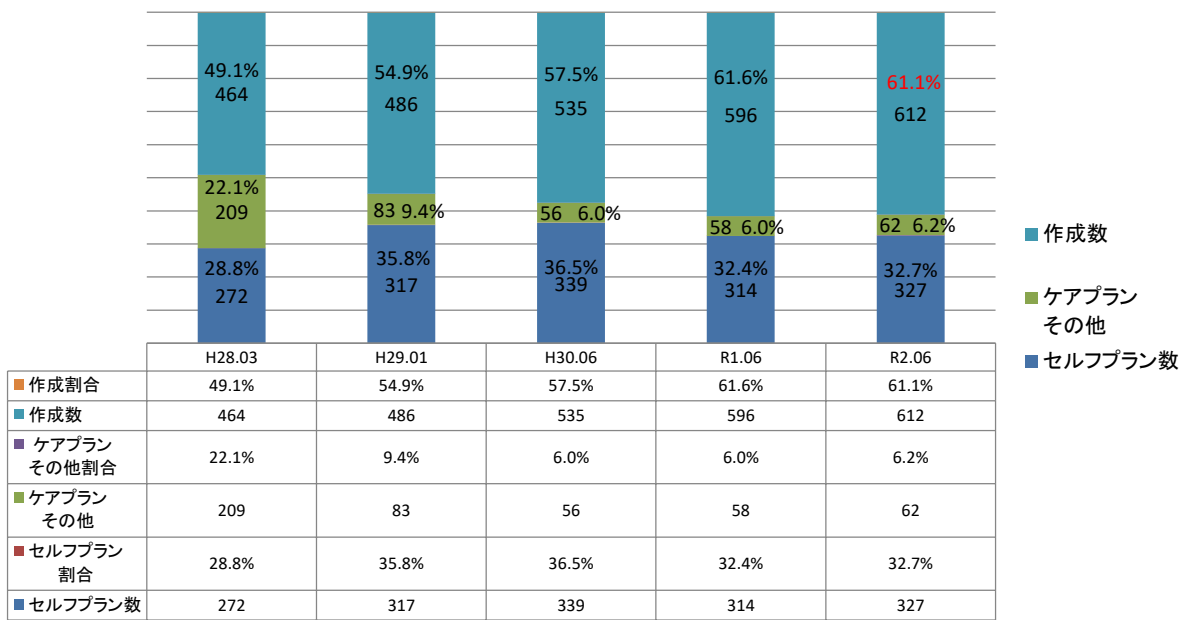
計画相談支援作成数・前年比



セルフプラン作成数・作成割合



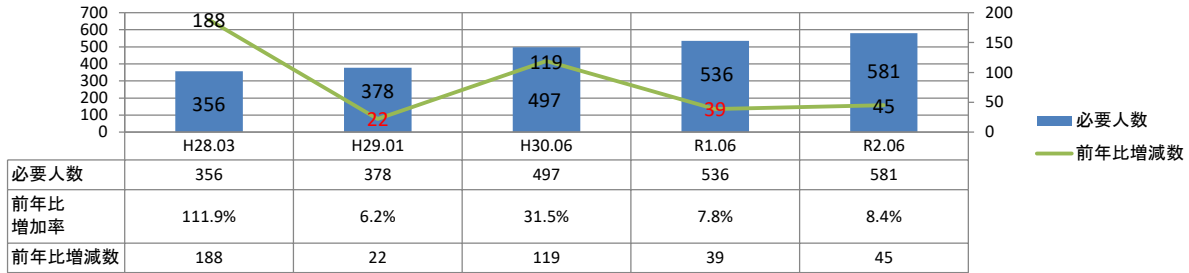
計画相談作成数・作成割合



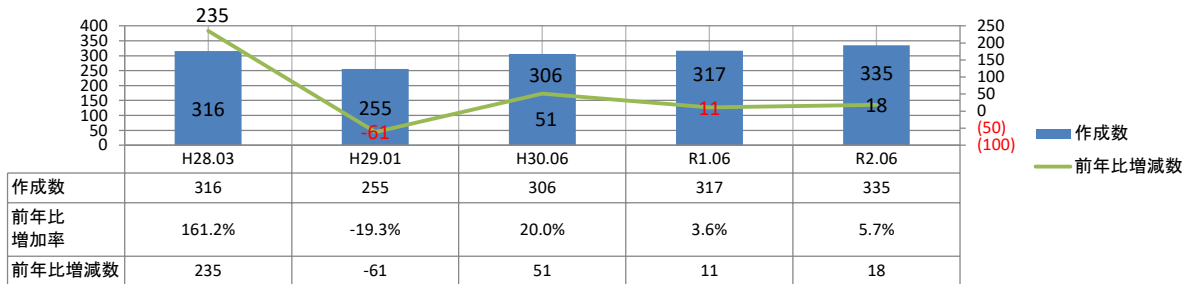
※文京区から提供頂いた数値より抜粋

	H28年3月	前年比	H29年1月	前年比	H30年6月	前年比	R1.06	前年比	R2.06	前年比	
障害児 計画相談	必要人数	356	188	378	22	497	119	536	39	581	45
	作成数	316	195	255	-61	306	51	317	11	335	18
	作成割合	88.8%	88.8%	67.5%	-21.3%	61.6%	-5.9%	59.1%	-2.4%	57.7%	-1.5%
	セルフ数	25		123	98	191	68	219	28	246	27
	セルフ割合	7.0%		32.5%	25.5%	38.4%	5.9%	40.9%	2.4%	42.3%	1.5%
	その他	15		0	-15	0	0	0	0	0	0
その他割合	4.2%		0.0%	-4.2%	0%	0.0%	0.0%	0%	0.0%	0%	

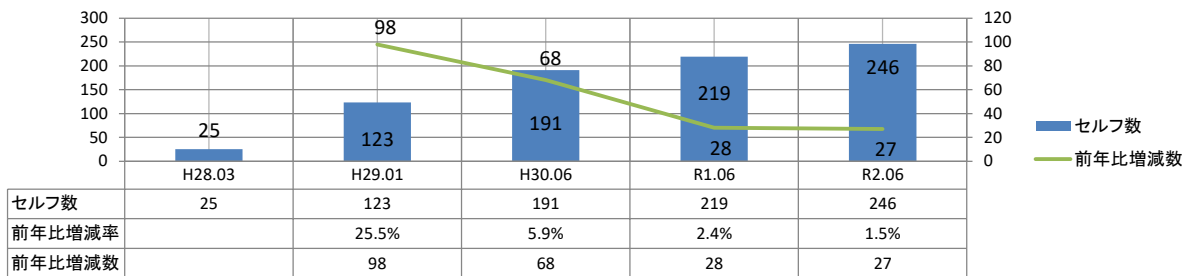
障害児計画相談支援必要数・前年比



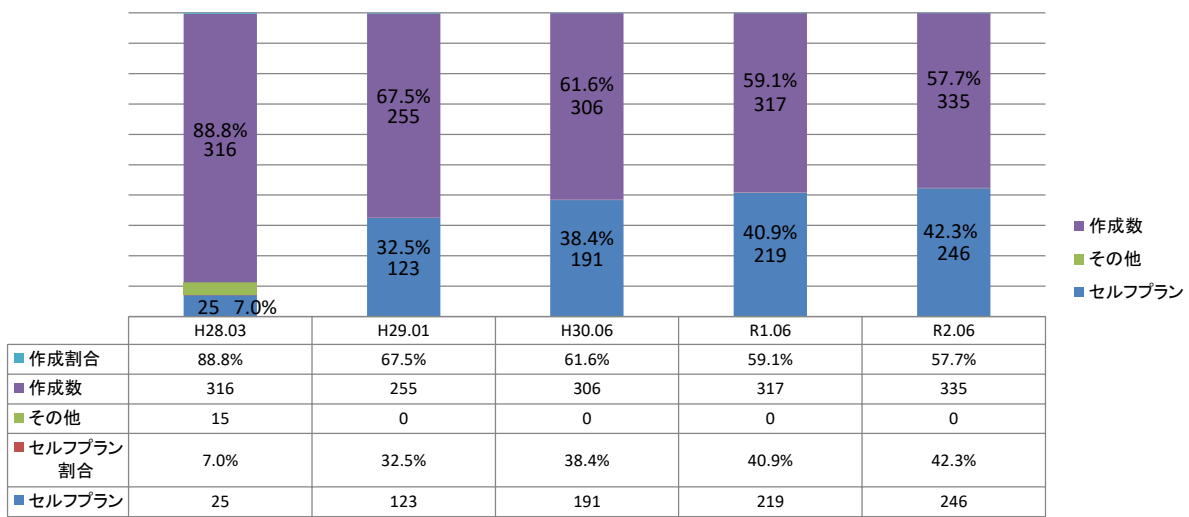
障害児計画相談支援作成数・前年比



障害児セルフプラン作成数・作成割合



障害児計画相談作成数・作成割合



東京都における 令和元年9月までの計画相談実績(障害者総合支援法分)

※1 令和元年9月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）

※2 令和元年9月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（区市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数に含む。）

No.	区市町村名		障害者総合支援法分				
			障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済人数 b (※2)	bのうちセルフプラン c	達成率 b/a (%)	セルフ率 c/b (%)
	(合計)		86,767	86,299	17,827	99.5%	20.7%
1	千代田区	ちよだく	254	252	65	99.2%	25.8%
2	中央区	ちゅうおうく	542	542	13	100.0%	2.4%
3	港区	みなとく	1,134	1,077	17	95.0%	1.6%
4	新宿区	しんじゅく	1,994	1,994	566	100.0%	28.4%
5	文京区	ぶんきょうく	1,044	1,044	342	100.0%	32.8%
6	台東区	たいとうく	1,026	1,026	284	100.0%	27.7%
7	墨田区	すみだく	1,735	1,735	111	100.0%	6.4%
8	江東区	こうとうく	3,184	3,184	1,036	100.0%	32.5%
9	品川区	しながわく	1,344	1,232	9	91.7%	0.7%
10	目黒区	めぐろく	1,159	1,127	25	97.2%	2.2%
11	大田区	おおたぐ	3,801	3,801	455	100.0%	12.0%
12	世田谷区	せたがやく	4,733	4,733	1,595	100.0%	33.7%
13	渋谷区	しぶやく	975	957	158	98.2%	16.5%
14	中野区	なかのく	1,807	1,782	134	98.6%	7.5%
15	杉並区	すぎなみく	2,850	2,850	2	100.0%	0.1%
16	豊島区	としまく	1,280	1,268	173	99.1%	13.6%
17	北区	きたく	2,527	2,488	540	98.5%	21.7%
18	荒川区	あらかわく	1,301	1,301	3	100.0%	0.2%
19	板橋区	いたばしく	3,446	3,414	861	99.1%	25.2%
20	練馬区	ねりまく	4,589	4,589	245	100.0%	5.3%
21	足立区	あだちく	5,633	5,633	2,112	100.0%	37.5%
22	葛飾区	かつしかく	2,963	2,963	427	100.0%	14.4%
23	江戸川区	えどがわく	4,659	4,659	842	100.0%	18.1%

No.	区市町村名		障害者総合支援法分				
			障害福祉サービス等 受給者数 a (※1)	計画作成 済人数 b (※2)	bのうち セルフプラン c	達成率 b/a (%)	セルフ率 c/b (%)
24	八王子市	はちおうじし	4,353	4,353	2,486	100.0%	57.1%
25	立川市	たちかわし	1,485	1,484	14	99.9%	0.9%
26	武蔵野市	むさしのし	1,136	1,136	19	100.0%	1.7%
27	三鷹市	みたかし	1,260	1,219	52	96.7%	4.3%
28	青梅市	おうめし	1,007	1,007	7	100.0%	0.7%
29	府中市	ふちゅうし	2,072	2,051	707	99.0%	34.5%
30	昭島市	あきしまし	890	890	3	100.0%	0.3%
31	調布市	ちょうふし	1,692	1,692	622	100.0%	36.8%
32	町田市	まちだし	3,380	3,352	1,482	99.2%	44.2%
33	小金井市	こがねいし	786	786	230	100.0%	29.3%
34	小平市	こだいらし	1,470	1,470	83	100.0%	5.6%
35	日野市	ひのし	1,314	1,314	823	100.0%	62.6%
36	東村山市	ひがしむらやまし	1,549	1,549	5	100.0%	0.3%
37	国分寺市	こくぶんじし	892	892	49	100.0%	5.5%
38	国立市	くにたちし	701	701	154	100.0%	22.0%
39	福生市	ふっさし	401	396	14	98.8%	3.5%
40	狛江市	こまえし	521	515	31	98.8%	6.0%
41	東大和市	ひがしやまとし	716	714	11	99.7%	1.5%
42	清瀬市	きよせし	700	700	95	100.0%	13.6%
43	東久留米市	ひがしくるめし	945	945	42	100.0%	4.4%
44	武蔵村山市	むさしむらやまし	730	724	72	99.2%	9.9%
45	多摩市	たまし	1,151	1,151	406	100.0%	35.3%
46	稲城市	いなぎし	604	604	226	100.0%	37.4%
47	羽村市	はむらし	415	415	5	100.0%	1.2%
48	あきる野市	あきるのし	598	577	3	96.5%	0.5%
49	西東京市	にしとうきょうし	1,305	1,305	100	100.0%	7.7%
50	瑞穂町	みずほまち	318	318	2	100.0%	0.6%
51	日の出町	ひのでまち	148	148	6	100.0%	4.1%
52	檜原村	ひのはらむら	26	25	0	96.2%	0.0%
53	奥多摩町	おくたままち	28	28	0	100.0%	0.0%
54	大島町	おおしままち	61	61	24	100.0%	39.3%
55	利島村	としまむら	2	2	0	100.0%	0.0%
56	新島村	にいじまむら	8	8	3	100.0%	37.5%
57	神津島村	こうづしまむら	8	8	0	100.0%	0.0%
58	三宅村	みやけむら	22	18	1	81.8%	5.6%
59	御蔵島村	みくらしまむら	1	1	1	100.0%	100.0%
60	八丈町	はちじょうまち	91	88	34	96.7%	38.6%
61	青ヶ島村	あおがしまむら	0	0	0		
62	小笠原村	おがさわらむら	1	1	0	100.0%	0.0%

東京都における 令和元年9月までの計画相談実績(児童福祉法分)

※1 令和元年9月末の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）

※2 令和元年9月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（区市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上している。

No.	区市町村名		児童福祉法分				
			障害児通所 支援受給者数 a (※1)	計画作成 済人数 b (※2)	bのうち セルフプラン c	達成率 b/a (%)	セルフ率 c/b (%)
	(合計)		34,154	33,684	13,353	98.6%	39.6%
1	千代田区	ちよたく	94	94	90	100.0%	95.7%
2	中央区	ちゅうおうく	344	344	12	100.0%	3.5%
3	港区	みなとく	448	448	55	100.0%	12.3%
4	新宿区	しんじゅく	700	700	663	100.0%	94.7%
5	文京区	ぶんきょうく	556	556	235	100.0%	42.3%
6	台東区	たいとうく	413	413	265	100.0%	64.2%
7	墨田区	すみたく	996	996	928	100.0%	93.2%
8	江東区	こうとうく	1,713	1,713	780	100.0%	45.5%
9	品川区	しながわく	706	240	0	34.0%	0.0%
10	目黒区	めぐろく	625	625	269	100.0%	43.0%
11	大田区	おおたく	1,393	1,393	930	100.0%	66.8%
12	世田谷区	せたがやく	2,366	2,366	961	100.0%	40.6%
13	渋谷区	しぶやく	459	455	159	99.1%	34.9%
14	中野区	なかのく	986	986	262	100.0%	26.6%
15	杉並区	すぎなみく	1,432	1,432	0	100.0%	0.0%
16	豊島区	としまく	465	465	251	100.0%	54.0%
17	北区	きたく	729	729	210	100.0%	28.8%
18	荒川区	あらかわく	496	496	1	100.0%	0.2%
19	板橋区	いたばしく	1,122	1,122	430	100.0%	38.3%
20	練馬区	ねりまく	1,925	1,925	27	100.0%	1.4%
21	足立区	あだちく	1,487	1,487	784	100.0%	52.7%
22	葛飾区	かつしかく	1,330	1,330	480	100.0%	36.1%
23	江戸川区	えどがわく	2,366	2,366	399	100.0%	16.9%

る

No.	区市町村名		児童福祉法分				
			障害児通所 支援受給者数 a (※1)	計画作成 済人数 b (※2)	bのうち セルフプラン c	達成率 b/a (%)	セルフ率 c/b (%)
24	八王子市	はちおうじし	1,321	1,321	1,058	100.0%	80.1%
25	立川市	たちかわし	525	525	6	100.0%	1.1%
26	武蔵野市	むさしのし	565	565	6	100.0%	1.1%
27	三鷹市	みたかし	369	369	82	100.0%	22.2%
28	青梅市	おうめし	301	301	1	100.0%	0.3%
29	府中市	ふちゅうし	875	875	645	100.0%	73.7%
30	昭島市	あきしまし	258	258	2	100.0%	0.8%
31	調布市	ちようふし	519	519	393	100.0%	75.7%
32	町田市	まちだし	1,146	1,146	802	100.0%	70.0%
33	小金井市	こがねいし	357	357	101	100.0%	28.3%
34	小平市	こだいらし	520	520	172	100.0%	33.1%
35	日野市	ひのし	556	556	492	100.0%	88.5%
36	東村山市	ひがしむらやまし	405	405	0	100.0%	0.0%
37	国分寺市	こくぶんじし	385	385	15	100.0%	3.9%
38	国立市	くにたちし	233	233	133	100.0%	57.1%
39	福生市	ふっさし	85	85	4	100.0%	4.7%
40	狛江市	こまえし	249	249	133	100.0%	53.4%
41	東大和市	ひがしやまとし	172	172	2	100.0%	1.2%
42	清瀬市	きよせし	172	172	22	100.0%	12.8%
43	東久留米市	ひがしくるめし	233	233	42	100.0%	18.0%
44	武蔵村山市	むさしむらやまし	161	161	96	100.0%	59.6%
45	多摩市	たまし	430	430	397	100.0%	92.3%
46	稲城市	いなぎし	292	292	256	100.0%	87.7%
47	羽村市	はむらし	113	113	0	100.0%	0.0%
48	あきる野市	あきるのし	210	210	0	100.0%	0.0%
49	西東京市	にしとうきょうし	471	471	302	100.0%	64.1%
50	瑞穂町	みずほまち	51	51	0	100.0%	0.0%
51	日の出町	ひのでまち	25	25	0	100.0%	0.0%
52	檜原村	ひのはらむら	2	2	0	100.0%	0.0%
53	奥多摩町	おくたままち	2	2	0	100.0%	0.0%
54	大島町	おおしままち	0	0	0		
55	利島村	としまむら	0	0	0		
56	新島村	にいじまむら	0	0	0		
57	神津島村	こうづしまむら	0	0	0		
58	三宅村	みやけむら	0	0	0		
59	御蔵島村	みくらしまむら	0	0	0		
60	八丈町	はちじょうまち	0	0	0		
61	青ヶ島村	あおがしまむら	0	0	0		
62	小笠原村	おがさわらむら	0	0	0		

令和2年度 新型コロナウイルス感染症禍における相談支援に関するアンケート 集計結果

1.協議会：今後自立支援協議会等の開催方法についてご希望をお聞かせください。

- ① オンライン開催 ② 参集型の開催 ③ オンライン及び参集型の併用での開催 ④ その他

	①	②	③	④	合計
1	2	2	13	1	18
	11%	11%	72%	6%	100%

自由記載

- ・コロナ禍であると、オンラインの方が安心。
- ・パソコン操作やネット環境が無い為、参集型でないと参加できない。集まると議論しやすい。多人数参加のオンラインは難しい。
- ・オンライン環境の整備状況が事業所や行政で異なる。併用開催であると、誰もが参加出来る。
- ・議題によって、開催方法を検討していく。報告内容が主であればオンライン、議論が主であれば参集型がよい。

2.相談件数：感染症対策を起因とした相談も含め、相談実績数は増えていますか？

- ① 増えている ② 変わらない ③ 減っている ④ わからない ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合計
2	2	9	1	1	4	17
	12%	53%	6%	6%	24%	100%

具体的な相談概要等

- ・新型コロナの相談事業を保健サービスセンターが担っている。通常の相談以外でも大幅に相談が増えている。電話相談は増えている。
- ・コロナの影響で減収した方対象の貸付業務を行っており、相談は増えている。また、そこから繋がる生活課題の問題も含め相談は増えた。
- ・緊急事態宣言に伴い、一時的に相談が減ったがほとんど影響はない。現在は相談件数も戻っている。
- ・相談方法により、実績数は異なる。

3.支援の課題：利用者支援についてお聞かせください。訪問・面談支援の自粛やプログラムの中止、連携支援などのしづらさにより、利用者には大きな不利益になる事象やトラブルに発展してしまったことなどはありますか？

- ① ある ② ない ③ わからない ④ その他

	①	②	③	④	合計
3	5	5	4	2	16
	31%	31%	25%	13%	100%

- ・イベントや行事の中止、プログラムの中止などにより、ストレスの蓄積がある。生活リズムが崩れ、通所が遠のいてしまった方、社会経験を積む場が狭まっている点等で影響を受けている。
- ・家族が感染した時に認知症の利用者を介護できない。自宅に置けない。預ける施設がないなどの問題が生じた。訪問するスタッフを限定せざるを得なかった。スタッフ全員の心身の負担が増えた。
- ・気持ちの整理が必要になる方もいたが、トラブルに発展する案件は無い。

4.負担具合：感染症予防や新しい生活様式が求められている状況のなか、支援や業務の負担は増えていますか？

- ① 負担が増えている ② 負担が減っているまたは減ったところもある ③ 変わらない ④ 分からない ⑤ その他

	①	②	③	④	⑤	合計
4	10	0	5	3	0	18
	56%	0%	28%	17%	0%	100%

具体的に

- ・通常の支援に加えて、手指消毒や室内消毒など、感染予防対策に係る負担が増えている。今まで以上に時間をかけることが多くなり、負担が増えた。
- ・在宅勤務の検討、在宅支援に備えての準備など新しい生活様式にあわせた事業運営の負担がある。地域活動が停滞したり、新しい活動形態を模索するなどこれまでと違った支援が必要となっている。
- ・行政で実施する事業においても、時間の短縮、人数制限を設けて実施。申請・交付を以前は窓口で行っていたが、今は主として郵送での対応に切り替えているため、発送に係る作業などの事務量が増加している。
- ・密な時間を出来るだけ短くしたいと考えている方へは、時短対応を行っている。また感染者数が一桁にならないと訪問して欲しくない方もいて、数か月訪問を中止している。定期的に電話で様子を確認している。
- ・参集してのカンファレンス等ができず、十分に意見交換や議論ができないというストレスがある。

5.物品確保状況:感染症予防に関する物品等(消毒液や体温計など)の入手についてお聞かせください。

- ①入手には困っていない ②入手に困っている ③今後の入手に不安を感じる ④その他

	①	②	③	④	合計
5	8		7	1	16
	50%	0%	44%	6%	100%

具体的に

・市場に流通が戻り、国産品も増えた。必要な物品は入手しやすくなった。再度非常事態宣言が出た場合などは入所できるのか、今後の安定供給には不安が残る。

・プラスチックグローブやアルコール消毒液は単価が上がってきている。

6.リスク管理:職員に対して、面談や訪問・支援会議等の対人業務における感染症対策についてお聞かせください。

- ①マニュアルなどを作成し対策をしている ②特別な対策は講じていない
③対策を講じたいが、対策方法がわからない ④その他

	①	②	③	④	合計
6	10	1	0	5	16
	63%	6%	0%	31%	100%

具体的に

・対象者との接触を避け、電話での支援を中心に。訪問では、滞在時間を短くする。換気、手指消毒、マスク、ゴーグルを着用。発熱利用者への訪問は医師の診断を経て決定している。

・厚生労働省や東京都から周知されている対応マニュアル等の共有。手指消毒用の携帯用アルコールボトルを職員に配布。支援時のマスク着用の徹底。検温結果と健康状態を出勤時に共有。BCPを作成

・「乳児家庭全戸訪問事業」において、産婦と新生児、乳児家庭への訪問手技を作成した。母子保健と精神保健、難病支援においても、防疫手技は同様。

・マニュアルは作成してはいないが、会議等を通じて「新しい生活様式」の徹底による業務遂行を指示。不要不急の対面を避け、必要であれば適切な感染対策を講じたうえで実行。

7.労務関連:感染症予防のため職員のシフト調整やテレワークの導入、職場環境等についてお聞かせください。

- ①時差出勤を導入している ②テレワークを導入している
③導入していない、もしくは導入していたが現在は通常体制に戻している
④導入したいが事業所体制上困難 ⑤その他

	①	②	③	④	⑤	合計
7	8	2	5	1	1	17
	47%	12%	29%	6%	6%	100%

具体的に

・在宅ワーク、テレワーク、時差出勤及び勤務時間短縮を実施。訪問や会議等には、柔軟に対応。

・訪問系事業では、担当制の派遣に切り替え、関わりが多数にならない工夫をする。結果として、職員の休日出勤が増え疲弊。解除後、もとの派遣に戻している。ヘルパーは、直行直帰型や曜日を分けて出勤など検討。

8.運営体制:現在オンラインや電話等でのリモート環境を活用した、支援・会議・研修等の実施が不可欠になっております。事業所でのリモート環境についてお聞かせください。

- ①ある程度リモート環境が整っている ②リモート環境が十分ではない、今後も環境整備計画は未定
③リモート環境が十分ではないが、今後環境整備をしていく予定 ④その他

	①	②	③	④	合計
8	10	2	2	1	15
	67%	13%	13%	7%	100%

具体的に

・記録等はIT化になっており、職場以外での記録が出来る。職員の直帰直行業務が可能。

・ZOOMアカウントの取得、会議用のマイク等購入をする。職員会議などはリモートで実施している。

・セキュリティ強化されたPCのみ、リモート使用可能だが、数に制限がある。常時の使用は不可。

9.事業運営:昨年比同時期(4~7月頃)に比べ今年度同時期の事業収入の状況についてお聞かせください。

- ①増収 ②減収 ③ほぼ変わらない ④わからない ⑤その他:事業収入等に関連しない所属等

	①	②	③	④	⑤	合計
9	1	1	7	2	2	13
	8%	8%	54%	15%	15%	100%

10.請求事務:請求事務についてお聞かせください。感染症対策のため通常の支援が困難になり、国から緊急時の支援内容や請求内容等の指針も出されています。請求事務関連で不明な点、困っている点などはありますか？

①ある ②ない ③あったが問合せ等で解決した ④その他(分からない)

	①	②	③	④	合計
10	0	7	2	2	11
	0%	64%	18%	18%	100%

具体的に

・実績記録票への記入の仕方が不明だった。また、家族への電話内容も不明だった。

11.新しい生活様式:新しい生活様式への移行により、日常業務のなかでメリットを感じることはありますか？

①ある ②ない ③わからない ④その他

	①	②	③	④	合計
11	5	4	7	0	16
	31%	25%	44%	0%	100%

具体的に

・手洗いの意識、自己管理意識がとて高くなった

・オンライン会議が増え、会議に参加する移動時間が減った。空いた時間を、他の業務に充てることができる。

・生活様式の変化について利用者の理解が少し深まり、予防策に協力的になった。

12.その他、新型コロナウイルス感染症対策として、今後事業所として取り組みたいことはありますか？

・事業所内の環境整備、消毒等。

・保健サービスセンター本郷支所より、新型コロナウイルス感染症対策の講義を受ける。すぐに実践できるものは実践している。今後も講義内容を参考にし、活動環境を整えていきたい。

・手洗い、うがい、マスクの着用、三密を避ける、事業所内の消毒、環境整備、情報収集。

・新型コロナ感染症の感染予防のため、事業所訪問する形で相談事業を実施。事業所の取り組み、支援状況を知ることが出来た。

・オンラインでの研修、グループワーク、相談援助。

13.新型コロナウイルス感染症対策に係る施策に関して、行政に要望したいことはありますか？

・施設内外関係機関で、新型コロナ感染者が出た場合のフローチャート作成。

・区内障害福祉サービス事業所のコロナ対応状況、PCR検査受診者数や具体的な対応など、事業所間での共有。

・全利用者・職員へのPCR検査の実施と徹底。

・現場が必要としている対策等の指針を明確に出してもらいたい。また、感染疑いの人のPCR検査結果を早めに知らせてほしい。

・ネット環境を整備し、リモートでの活動で新生活様式にあったサロンづくりができる環境を。

・直接多数の利用者に係る職員への慰労金が低い。職員は、プライベートも含め感染しない為の徹底的な生活を行っている。

・障害者が感染又はヘルパー(利用者の家族)がその要感染者になった時の対応が気になります。文京区に対しての「要望書」には上記のことを踏まえ、「派遣はしないことを勝手に決めないで」ということを明記したが、はっきりした回答が得られなく残念でならない。

・コロナ関連への様々な補助。

・事業所によっては、減収が見られます。行政として援助を希望。